令 和 ４ 年 度 版

（２０２２年度版）

名古屋市児童相談所
事　業　概　要

中央

名古屋市　西部　児童相談所

東部

目　　次

名古屋市の児童相談所について
1　沿革・・・1
2　所在地及び管轄区域・・・3
3　事業内容一覧・・・4
4　施設の規模及び組織図・・・5
5　事務分掌・・・6
児童相談所の業務について
6　児童相談所の業務概要
1　相談の種別と内容・・・9
2　相談援助活動の流れ・・・10
3　援助の種類と内容・・・11
7　相談状況
1　名古屋市の人口・・・12
2　相談実績・・・13
3　相談種別ごとの相談実績・・・19
⑴養護相談・・・19
⑵非行相談・・・20
⑶育成相談・・・21
⑷障害相談・・・22
⑸虐待相談（受付）・・・24
⑹虐待相談（対応）・・・31
8　一時保護の状況
⑴一時保護所・・・38
⑵委託一時保護・・・39
⑶1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数・・・40
⑷1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数の推移・・・40
9　児童虐待に対する司法的対応
1　児童虐待に対する司法的対応等の推移・・・41
⑴施設入所承認請求・・・41
⑵出頭要求・・・41
⑶立入調査・・・41
⑷警察への援助要請・・・41
10　家庭裁判所送致
1　家庭裁判所送致の推移・・・42
⑴児童相談所から家庭裁判所への送致・・・42
⑵家庭裁判所からの送致・・・42

11　措置の状況
1 措置の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
⑴施設措置の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
⑵児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況・・・・・・・・・・・・・・・ 44
⑶児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況・・・・・・・・・・・・・・・ 44
2 里親委託の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
⑴登録里親数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
⑵里親委託児童数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
⑶里親委託児童数の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑷里親等委託率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
12　各種事業及び体制強化
1 虐待に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
⑴市民啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
⑵電話相談事業（なごやっ子SOS）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
⑶Eメールによる相談受付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
⑷なごやこどもサポート連絡会議（市及び各区）・・・・・・・・・・・・・・・ 48
⑸施設内グループ指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
2 児童・家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
⑴ひきこもり・不登校児童支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
⑵家庭訪問支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
⑶愛知BBS会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
⑷家庭復帰支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
⑸児童虐待再発防止のための保護者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
3 児童相談所における体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
⑴児童の安全確保を最優先とした体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
⑵警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
⑶弁護士の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
⑷児童福祉専門員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
⑸児童虐待対応員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

1 沿革

昭和31年　6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する
　　事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）
　　所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
昭和42年　4月 「措置係」を新設
昭和45年　4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町　国立八事療養所跡地）
昭和46年　3月 児童相談所本館、付設一時保護所を含む第1期工事完了
昭和46年　5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）
　　児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
昭和48年　8月 児童相談所内機構改革（24日）
　　「相談課」（新設）ー相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
昭和60年　9月 相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
平成 4年　4月 ひきこもり・不登校児童対策事業開始
平成 9年　4月 児童福祉専門員配置
　　5月 児童虐待電話相談事業開始
平成10年　4月 相談課の機構改革（1日）　措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、
　　指導係、判定指導係に再編
平成12年　4月 児童虐待対応協力員配置
平成13年　4月 相談課に虐待対応「主査」を配置
平成14年　4月 相談課に児童虐待防止班を設置
　　児童相談協力員（2名）配置
平成16年　4月 児童虐待対応協力員1名→2名配置
　　里親支援員（1名）配置
平成17年　3月 一時保護所を敷地内移転改築
　　4月 相談課に主幹（児童虐待対策担当）配置
平成20年　4月 里親委託推進員（1名）配置
平成22年　5月 児童福祉センター新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に
　　「西部児童相談所」を新設。同日、機構改革。
　　「相談課」相談係→相談調整係
　　指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係
　　判定指導係→判定援助係
平成23年　4月 中央、西部児童相談所に主査（児童虐待対策に係る連絡調整）配置（愛知県警察官併任）
平成24年　4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く
　　虐待緊急介入班として主幹1名、主査１名、主事１名、嘱託職員２名を各児童相談所に配置
平成25年　4月 中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各１名）を配置
　　西部児童相談所から区に兼務職員（中川区・南区に各１名）を配置
　　家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
平成26年　4月 中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各１名）を配置
　　西部児童相談所から区に兼務職員（港区に１名）を配置

平成27年　4月 中央児童相談所相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置
中央児童相談所相談課、西部児童相談所に「主査（家庭復帰・里親支援担当）」を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（中区に１名）を配置
西部児童相談所から区に兼務職員（西区に１名）を配置

平成28年　4月 中央児童相談所相談課相談援助係に第４係を増設
中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各１名）を配置
西部児童相談所相談援助係に第3係を増設
西部児童相談所から区に兼務職員（中村区に１名）を配置
西部児童相談所緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置

平成29年　4月 中央児童相談所相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、
主事2名を配置
中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に１名）を配置
西部児童相談所から区に兼務職員（熱田区に１名）を配置

平成30年　4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各１名）を配置
西部児童相談所から区支所に兼務職員（中川区富田支所、港区南陽支所に各１名）を配置
緊急介入班主幹を、主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）として組織改正
緊急介入班を初期対応班と合わせて、「緊急介入・初期対応班」として再編
5月 緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設
中央・西部児童相談所の相談援助係を１係ずつ東部児童相談所に異動させる組織改正を行う
東部児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）として弁護士（特定任期付職員）
を配置

平成31年　4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（守山区志段味支所に１名）を配置
西部児童相談所から区支所に兼務職員（西区山田支所に１名）を配置
児童虐待対策に係る連絡調整主査（愛知県警察官）を１名とし中央児童相談所配置に改め、
さらに各児童相談所に警察連絡調整員（愛知県警察官OB）を１名ずつ配置

令和３年　4月 学校教育との連携主幹（教育委員会（本務）との併任）１名を中央児童相談所へ配置し、
３児相に配置されている緊急介入・児童虐待に係る相談援助等主査を教員から行政職へ巻き替え
障害児に係る相談援助等主査（主事１を巻き替え）１名を中央児童相談所へ配置

令和５年　4月 中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・守山区・名東区に各１名→各２名）配置
西部児童相談所から区に兼務職員（中川区・港区に各１名→各２名）配置
東部児童相談所から区に兼務職員（南区に１名→各２名）配置

2 所在地及び管轄区域

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	東部児童相談所
所在地	昭和区折戸町4丁目16番地	中川区小城町1丁目1番地の20	緑区鳴海町字小森48番地の5
電話番号	(052)757-6111	(052)365-3231	(052)899-4630
FAX番号	(052)757-6122	(052)365-3281	(052)896-4717
最寄り駅	地下鉄：鶴舞線 川名駅	あおなみ線：南荒子駅	地下鉄：桜通線 野並駅
設置年月日	昭和31年11月1日	平成22年5月6日	平成30年5月7日
所管区域	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	西・中村・熱田・中川・港	瑞穂・南・緑・天白

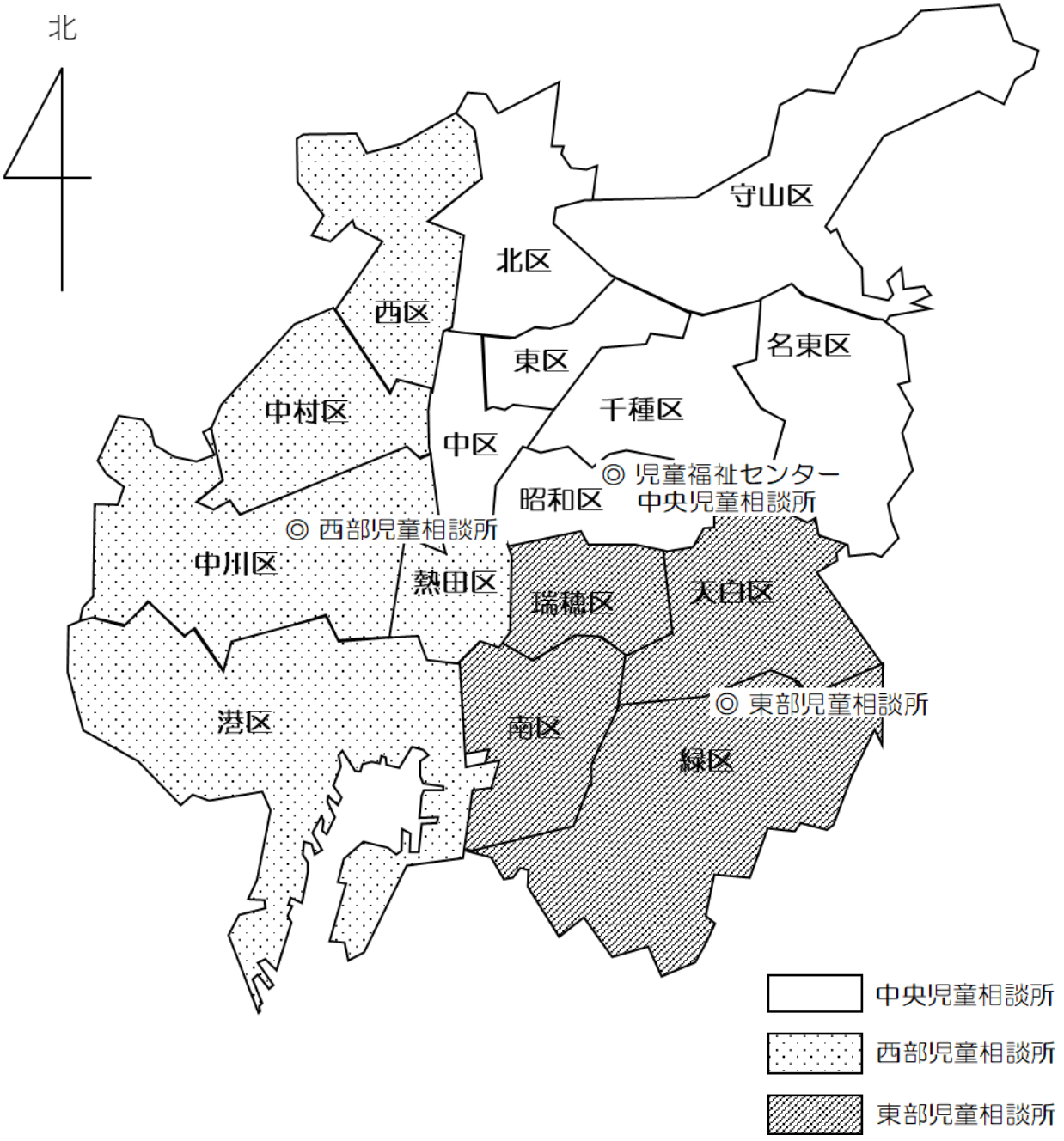

3 事業内容一覧

			各事業部門		管理部門
			設立の趣旨及び目的	運営等	
中央児童相談所	相談課	判定援助係 相談調整係、相談援助係	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は名古屋市中央、北東部（千種、東、北、中、昭和、守山、名東）の7区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。 （事業開始　昭和31年11月）	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。 児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	児童福祉センター管理課 児童相談所に係る企画調整担当
		保護係（一時保護所）	児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。 児童定数　25	子どもの一時保護に際しては 1　情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2　社会性の養成 3　子どもの発達段階に応じた生活指導 を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、夜勤嘱託 1による夜勤体制をとっている。	
西部・東部児童相談所		判定援助係 管理相談係、相談援助係	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は西部児童相談所の南西部（西・中村・熱田・中川・港）の5区、東部児童相談所は南東部（瑞穂・南・緑・天白）の4区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。 （事業開始　昭和31年11月）	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。 児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	管理相談係
		保護係（一時保護所）	児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。 児童定数 各25	子どもの一時保護に際しては 1　情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2　社会性の養成 3　子どもの発達段階に応じた生活指導 を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、夜勤嘱託 1による夜勤体制をとっている。	

4 施設の規模及び組織図

R5.4.1現在定員

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	東部児童相談所
所在地	昭和区折戸町4丁目16番地	中川区小城町1丁目1番地の20	緑区鳴海町字小森48番地の5
電話番号	(052)757-6111	(052)365-3231	(052)899-4630
FAX番号	(052)757-6122	(052)365-3281	(052)896-4717
最寄り駅	地下鉄：鶴舞線 川名駅	あおなみ線：南荒子駅	地下鉄：桜通線 野並駅
設置年月日	昭和31年11月1日（移転:平成22年5月6日）	平成22年5月6日	平成30年5月7日
所管区域	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	西・中村・熱田・中川・港	瑞穂・南・緑・天白
構　造	鉄筋ＲＣ造３階建	鉄筋ＲＣ造３階建	鉄筋ＲＣ造２階建
敷地面積	3049.06　㎡	1387.29　㎡	2460.01　㎡
建物延べ面積	10095.26　㎡	1998.93　㎡	1598.76　㎡
(保護所)	817.36　㎡	641.43　㎡	862.32　㎡
機構	所長 課長 主幹【緊急介入児童虐待に係る相談援助等担当】 主幹【法務・相談業務に係る特命事項の処理】 主幹【児童相談所に係る企画調整担当】 主幹【学校教育との連携<併>】 教育委員会併任職員 相談調整係長：児童福祉司 2／相談員 2／児童相談協力員 (4)／事務員 2／研修コーディネーター (1) 相談援助第一係長：児童福祉司 17／児童虐待対応員 (3)／医療連携支援コーディネーター (1)／保健師 (1) 相談援助第二係長：児童福祉司 16／児童虐待対応員 (3) 相談援助第三係長：児童福祉司 15／児童虐待対応員 (3) 主査 医学的指導 1／主査 児童相談所に係る企画調整 1／主査 緊急介入・児童虐待対策に係る相談援助等 3／主査 児童虐待対策に係る連絡調整<併> 愛知県警併任職員／主査 家庭復帰・里親支援 1／主査 障害児に係る相談援助等 1／会計年度 警察連絡調整員 愛知県警ＯＢ (1) 家庭復帰・里親支援担当児童福祉司 1（再掲）／家庭復帰支援員 (1)／里親委託等推進員 (1)／里親トレーナー (1) 判定援助係長：児童心理司 17／児童心理司 (1) 保護係長：指導員 7／保育士 7／一時保護対応協力員等 (8)／看護師 (1)／休日夜間対応員 (5)	所長 主幹【緊急介入児童虐待に係る相談援助等担当】 主幹【法務・相談業務に係る特命事項の処理】 管理相談係長：児童福祉司 1／相談員 2／児童相談協力員 (4)／事務員 2／運転士 (1)／栄養士 (1)／保健師 (1) 相談援助第一係長：児童福祉司 20／児童虐待対応員 (3)／医療連携支援コーディネーター (1) 相談援助第二係長：児童福祉司 18／児童虐待対応員 (3) 主査 相談調整 1／主査 緊急介入・児童虐待対策に係る相談援助等 2／主査 家庭復帰・里親支援 1／会計年度 警察連絡調整員（愛知県警ＯＢ） (1) 家庭復帰・里親支援担当児童福祉司 1（再掲）／家庭復帰支援員 (1)／里親委託等推進員 (1) 判定援助係長：児童心理司 13／児童心理司 (1) 保護係長：指導員 7／保育士 7／一時保護対応協力員等 (8)／看護師 (1)	所長 主幹【緊急介入児童虐待に係る相談援助等担当】 主幹【法務・相談業務に係る特命事項の処理】 管理相談係長：児童福祉司 1／相談員 2／児童相談協力員 (4)／事務員 2／運転士 (1)／栄養士 (1) 相談援助第一係長：児童福祉司 15／児童虐待対応員 (3)／医療連携支援コーディネーター (1) 相談援助第二係長：児童福祉司 13／児童虐待対応員 (3)／保健師 (1) 主査 相談調整 1／主査 緊急介入・児童虐待対策に係る相談援助等 2／主査 家庭復帰・里親支援 1／会計年度 警察連絡調整員（愛知県警ＯＢ） (1) 家庭復帰・里親支援担当児童福祉司 1（再掲）／家庭復帰支援員 (1)／里親委託等推進員 (1) 判定援助係長：児童心理司 12／児童心理司 (1) 保護係長：指導員 7／保育士 7／一時保護対応協力員等 (8)／看護師 (1)
	常勤職員：　105名（うち２名併任職員） 会計年度：　35名 計　　140名	常勤職員：　82名 会計年度：　27名 計　　109名	常勤職員：　71名 会計年度：　27名 計　　98名

（注）（　　）内は、会計年度任用職員

5 事務分掌

<中央児童相談所>

【相談調整係】
① 中央児童相談所の庶務及び経理
② 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
③ 児童の相談・通告・送致等の受付
④ 相談業務に係る関係機関との連絡
⑤ 同居児童の届出の受理
⑥ 児童記録票及び関係書類の管理
⑦ 他係の主管に属しないこと

【相談援助一係・二係・三係】
① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
⑤ 里親委託
⑥ 児童の家庭療育の普及
⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（家庭復帰・里親支援）】
① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【判定援助係】
① 児童の心理学的判定（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
③ 児童及び家族の調査及び指導
④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
⑤ 措置等に係る関係機関との連携
⑥ 一時保護の決定

【主査（医学的指導）】
① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【保護係】
① 児童の一時保護
② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査（児童相談所に係る企画調整）】
① 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
② 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施
③ 組織定員事務
④ 予算、決算事務

【主幹、主査
（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】
① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
② 児童虐待の防止及び対策
③ 中央児童相談所長の指定する相談業務

【主査（児童虐待対策に係る連絡調整）】＜併任＞
① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】
① 相談業務に係る法務
② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【主査（障害児に係る虐待相談等）】
① 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整に関すること
② 中央児童相談所長の指定する障害児の相談業務に関すること

【主幹（学校教育との連携）】＜併任＞
① 児童相談所に係る学校教育との連携に関すること

<西部児童相談所>

【管理相談係】
① 西部児童相談所の庶務及び経理
② 西部児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
③ 施設及び敷地の管理
④ 入所者の給食に関すること
⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
⑦ 同居児童の届出の受理
⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
⑨ 他係の主管に属しないこと

【相談援助一係・二係】
① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
⑤ 里親委託
⑥ 児童の家庭療育の普及
⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（家庭復帰・里親支援）】
① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
② 西部児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【判定援助係】
① 児童の心理学的判定
② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療
③ 児童及び家族の調査及び指導
④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
⑤ 措置等に係る関係機関との連携
⑥ 一時保護の決定

【保護係】
① 児童の一時保護
② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査
（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】
① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他西部児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
② 児童虐待の防止及び対策
③ 西部児童相談所長の指定する相談業務

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】
① 相談業務に係る法務
② 西部児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【主査（相談調整）】
① 児童の相談・通告・送致等の受付
② 相談業務に係る関係機関との連絡
③ 同居児童の届出の受理
④ 児童記録票及び関係書類の管理
⑤ 所長の指定する相談所の統計に関すること

〈東部児童相談所〉

【管理相談係】
① 東部児童相談所の庶務及び経理
② 東部児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
③ 施設及び敷地の管理
④ 入所者の給食に関すること
⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
⑦ 同居児童の届出の受理
⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
⑨ 他係の主管に属しないこと

【相談援助一係・二係】
① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
⑤ 里親委託
⑥ 児童の家庭療育の普及
⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（家庭復帰・里親支援）】
① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
② 東部児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【判定援助係】
① 児童の心理学的判定
② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療
③ 児童及び家族の調査及び指導
④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
⑤ 措置等に係る関係機関との連携
⑥ 一時保護の決定

【保護係】
① 児童の一時保護
② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査
（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】
① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他東部児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保

② 児童虐待の防止及び対策
③ 東部児童相談所長の指定する相談業務

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】
① 相談業務に係る法務
② 東部児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【主査（相談調整）】
① 児童の相談・通告・送致等の受付
② 相談業務に係る関係機関との連絡
③ 同居児童の届出の受理
④ 児童記録票及び関係書類の管理
⑤ 所長の指定する相談所の統計に関すること

6 児童相談所の業務概要

1 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害	知的障害児に関する相談。
	自閉症等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談。
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く）。
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

２ 相談援助活動の流れ

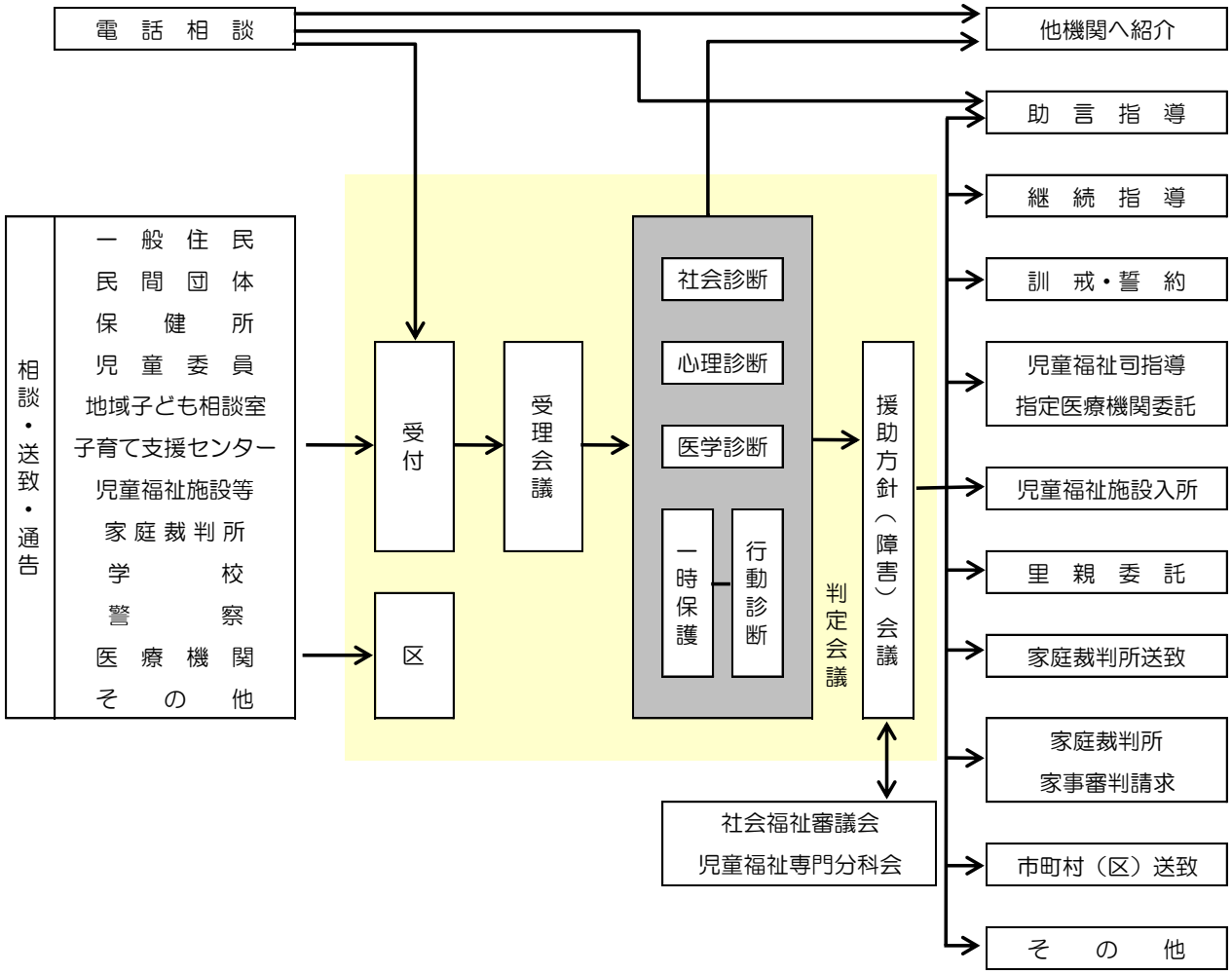
電話相談
他機関へ紹介
助言指導
継続指導
訓戒・誓約
児童福祉司指導
指定医療機関委託
児童福祉施設入所
里親委託
家庭裁判所送致
家庭裁判所
家事審判請求
市町村（区）送致
その他
相談・送致・通告
一般住民
民間団体
保健所
児童委員
地域子ども相談室
子育て支援センター
児童福祉施設等
家庭裁判所
学校
警察
医療機関
その他
受付
区
受理会議
社会診断
心理診断
医学診断
一時保護
行動診断
判定会議
援助方針（障害）会議
社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

3 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
里親			家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託（ファミリーホーム）			家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託			家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。
児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）			義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設（※）、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの）について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。 ※児童福祉法の改正により、平成29年度に情緒障害児短期治療施設から名称変更
市町村（区）送致			児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、児童相談所から市町村へ事案を送致する。
福祉事務所送致等			子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。
家庭裁判所送致			触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（児童福祉法第27条第1項第4号）。児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合（児童福祉法第27条の3）に行う。
家庭裁判所家事審判請求			児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（児童福祉法第28条）や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

7 相談状況

1 名古屋市の人口

(1) 区別の人口（人口及び児童人口）

（令和4年10月1日現在）

区分		人口 人	児童人口 (再掲)人
中央管轄	千種区	164,933	22,376
	東区	85,715	11,547
	北区	161,812	20,389
	中区	96,400	6,922
	昭和区	108,129	15,385
	守山区	177,224	29,604
	名東区	162,884	26,260
	小計	957,097	132,483
西部管轄	西区	151,028	19,960
	中村区	138,989	15,279
	熱田区	66,783	8,047
	中川区	218,262	30,171
	港区	141,510	19,234
	小計	716,572	92,691
東部管轄	瑞穂区	107,715	15,649
	南区	132,298	16,765
	緑区	248,334	44,004
	天白区	163,762	23,753
	小計	652,109	100,171
全市合計		2,325,778	325,345

(2) 区別の人口（人口及び児童人口）

（令和4年10月1日現在）

区分	中央管轄 人	西部管轄 人	東部管轄 人	全市合計 人
0歳	6,834	4,838	4,760	16,432
1歳	6,968	5,029	5,122	17,119
2歳	7,075	4,905	5,230	17,210
3歳	7,142	4,741	5,219	17,102
4歳	7,276	4,915	5,626	17,817
5歳	7,438	4,801	5,649	17,888
6歳	7,471	4,986	5,766	18,223
7歳	7,727	5,099	5,754	18,580
8歳	7,524	4,893	5,664	18,081
9歳	7,616	5,137	5,782	18,535
10歳	7,475	5,161	5,732	18,368
11歳	7,706	5,342	5,652	18,700
12歳	7,571	5,363	5,861	18,795
13歳	7,548	5,431	5,707	18,686
14歳	7,487	5,610	5,708	18,805
15歳	7,488	5,461	5,779	18,728
16歳	7,118	5,486	5,612	18,216
17歳	7,019	5,493	5,548	18,060
合計	132,483	92,691	100,171	325,345

2 相談実績

(1) 受付件数

令和 4 年度の児童相談所受付件数は 7,185 件（前年度 7,471 件で 286 件減）となっている。養護相談は 5,915 件（前年度 6,302 件で 6.1%減）となり、うち児童虐待相談は 3,459 件（前年度 3,911 件で 11.6%減）だった。なお、全児童相談所の相談を新規・再来相談、電話相談等に分けて、相談の種別にそれぞれの割合を表したものが図-1 である。

① 主訴別受付件数

（単位：件）

相談種別		児童相談所受付件数			
		中央	西部	東部	全児相合計
養護相談	児童虐待	1,522	1,154	783	3,459
	その他	998	736	722	2,456
	小計	2,520	1,890	1,505	5,915
障害相談	肢体不自由	2	2	1	5
	視聴覚障害	0	0	0	0
	言語発達障害	0	0	1	1
	重症心身障害	49	37	15	101
	知的障害	14	5	14	33
	自閉症	7	17	10	34
	小計	72	61	41	174
非行相談	ぐ犯行為等	57	87	44	188
	触法行為等	37	34	30	101
	小計	94	121	74	289
育成相談	性格行動	39	111	64	214
	不登校	25	25	31	81
	適正	68	66	26	160
	しつけ	45	11	23	79
	小計	177	213	144	534
保健・その他の相談		151	28	94	273
いじめ相談（再掲）		2	6	1	9
合計		3,014	2,313	1,858	7,185

図-1　新規・再来・電話相談等受付件数

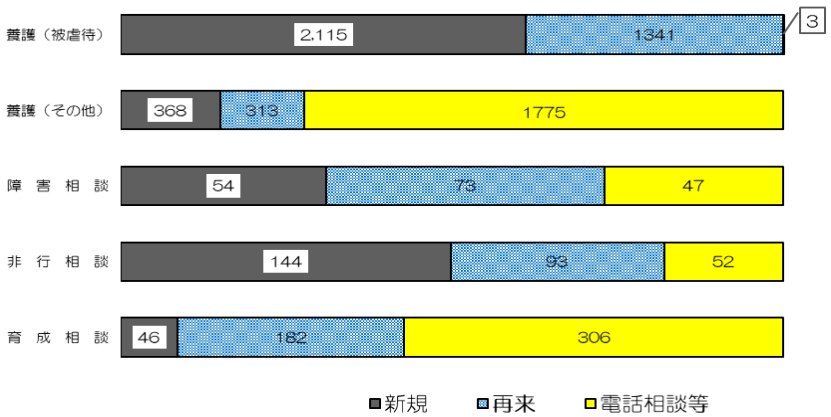

② 経路別の受付件数

（単位：件）

区　分		管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
養護相談	児童虐待	中央	59	13	220	10	29	0	9	42	29	819	202	90	1,522
		西部	40	13	152	10	25	1	26	12	19	653	143	60	1,154
		東部	22	9	125	6	20	1	9	16	13	425	107	30	783
		計	121	35	497	26	74	2	44	70	61	1,897	452	180	3,459
	その他	中央	342	27	159	17	43	0	20	36	45	107	89	113	998
		西部	228	26	113	11	39	0	10	44	15	120	49	81	736
		東部	218	19	100	10	27	1	20	42	15	137	74	59	722
		計	788	72	372	38	109	1	50	122	75	364	212	253	2,456
障害相談		中央	38	1	1	0	5	0	0	9	8	0	1	9	72
		西部	30	0	0	0	5	0	0	2	17	2	3	2	61
		東部	18	0	1	0	3	0	1	2	9	5	0	2	41
		計	86	1	2	0	13	0	1	13	34	7	4	13	174
非行相談		中央	5	1	0	0	0	0	0	0	0	85	1	2	94
		西部	20	2	8	0	0	0	0	0	0	72	6	13	121
		東部	10	1	1	0	0	0	0	0	0	54	1	7	74
		計	35	4	9	0	0	0	0	0	0	211	8	22	289
育成相談		中央	90	1	2	1	0	0	0	0	67	4	11	1	177
		西部	107	2	6	4	1	0	0	2	65	14	10	2	213
		東部	88	0	1	2	0	1	0	1	25	17	5	4	144
		計	285	3	9	7	1	1	0	3	157	35	26	7	534
その他相　談		中央	49	4	28	1	6	0	0	2	6	3	7	45	151
		西部	5	0	0	1	1	0	1	2	1	0	1	16	28
		東部	29	2	6	3	3	0	2	4	2	3	15	25	94
		計	83	6	34	5	10	0	3	8	9	6	23	86	273
合　計		中央	583	47	410	29	83	0	29	89	155	1,018	311	260	3,014
		西部	430	43	279	26	71	1	37	62	117	861	212	174	2,313
		東部	385	31	234	21	53	3	32	65	64	641	202	127	1,858
		計	1,398	121	923	76	207	4	98	216	336	2,520	725	561	7,185

③ 学齢別の受付件数

（単位：件）

相談種別		管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生その他	計
養護相談	児童虐待	中央	307	363	522	218	112	1,522
		西部	230	241	385	197	101	1,154
		東部	140	157	296	129	61	783
		計	677	761	1,203	544	274	3,459
	その他	中央	206	153	326	195	118	998
		西部	170	131	220	128	87	736
		東部	159	102	236	121	104	722
		計	535	386	782	444	309	2,456
障害相談		中央	14	8	14	14	22	72
		西部	13	9	20	10	9	61
		東部	10	3	14	8	6	41
		計	37	20	48	32	37	174
非行相談		中央	0	0	16	49	29	94
		西部	0	1	28	54	38	121
		東部	0	0	18	42	14	74
		計	0	1	62	145	81	289
育成相談		中央	9	32	72	48	16	177
		西部	3	29	75	66	40	213
		東部	4	16	69	39	16	144
		計	16	77	216	153	72	534
その他相　談		中央	13	27	53	19	39	151
		西部	4	0	6	7	11	28
		東部	10	17	37	14	16	94
		計	27	44	96	40	66	273
合　計		中央	549	583	1,003	543	336	3,014
		西部	420	411	734	462	286	2,313
		東部	323	295	670	353	217	1,858
		計	1,292	1,289	2,407	1,358	839	7,185

④ 年齢別の受付件数

（単位：件）

区分		管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護相談	児童虐待	中央	104	89	114	121	93	104	97	91	88	89	84	82	82	76	65	63	38	42	0	1,522
		西部	75	79	76	73	70	68	60	71	70	66	71	50	63	72	56	56	42	36	0	1,154
		東部	43	51	46	47	38	46	62	40	57	54	49	43	43	34	49	38	23	20	0	783
		計	222	219	236	241	201	218	219	202	215	209	204	175	188	182	170	157	103	98	0	3,459
	その他	中央	113	47	46	40	36	42	55	49	57	43	63	59	73	56	66	55	54	43	1	998
		西部	76	35	59	32	25	38	51	38	37	33	40	34	44	45	42	30	40	34	3	736
		東部	72	37	50	24	35	26	37	32	28	37	51	39	48	38	47	38	48	35	0	722
		計	261	119	155	96	96	106	143	119	122	113	154	132	165	139	155	123	142	112	4	2,456
障害相談		中央	7	6	1	1	4	2	2	0	3	4	1	2	6	1	6	5	3	6	12	72
		西部	1	4	8	2	2	2	3	5	1	2	4	4	5	3	4	3	3	3	2	61
		東部	2	1	7	0	1	1	2	3	1	2	3	2	3	3	2	4	3	1	0	41
		計	10	11	16	3	7	5	7	8	5	8	8	8	14	7	12	12	9	10	14	174
非行相談		中央	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	3	4	5	25	13	16	12	9	0	94
		西部	0	0	0	0	0	0	2	0	5	5	3	6	19	23	16	12	16	13	1	121
		東部	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	2	7	9	22	12	4	8	3	0	74
		計	0	0	0	0	0	0	2	4	9	11	8	17	33	70	41	32	36	25	1	289
育成相談		中央	1	3	5	6	7	8	13	21	9	5	9	19	13	14	18	15	5	6	0	177
		西部	1	0	2	5	6	11	14	8	12	9	14	16	13	26	24	20	15	14	3	213
		東部	0	0	4	3	7	3	6	13	10	7	9	15	20	7	21	7	5	6	1	144
		計	2	3	11	14	20	22	33	42	31	21	32	50	46	47	63	42	25	26	4	534
その他相談		中央	6	3	4	11	7	8	2	11	10	7	7	8	9	6	8	6	14	15	9	151
		西部	2	0	2	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2	0	5	2	3	2	5	28
		東部	6	3	1	2	8	1	10	9	4	3	4	6	9	5	3	7	4	9	0	94
		計	14	6	7	13	15	9	12	23	15	11	11	14	20	11	16	15	21	26	14	273
合計		中央	231	148	170	179	147	164	169	175	168	151	167	174	188	178	176	160	126	121	22	3,014
		西部	155	118	147	112	103	119	130	125	126	116	132	110	146	169	147	123	119	102	14	2,313
		東部	123	92	108	76	89	77	117	98	103	106	118	112	132	109	134	98	91	74	1	1,858
		計	509	358	425	367	339	360	416	398	397	373	417	396	466	456	457	381	336	297	37	7,185

⑤ 区別の受付件数

（単位：件）

相談種別		管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
養護相談	児童虐待	中央	223	161	288	0	3	138	135	2	1	0	0	0	262	1	282	4	22	1,522
		西部	0	0	2	165	175	0	0	1	85	366	341	1	3	0	0	0	15	1,154
		東部	0	0	1	0	0	0	0	67	0	0	2	231	0	321	0	159	2	783
		計	223	161	291	165	178	138	135	70	86	366	343	232	265	322	282	163	39	3,459
	その他	中央	174	87	171	2	5	70	97	3	0	4	2	1	144	4	168	2	64	998
		西部	1	0	1	94	101	1	1	0	54	227	195	4	0	2	0	0	55	736
		東部	2	0	0	1	0	0	1	98	0	2	4	157	3	260	5	150	39	722
		計	177	87	172	97	106	71	99	101	54	233	201	162	147	266	173	152	158	2,456
障害相談		中央	10	3	15	0	0	10	7	1	1	0	1	1	11	0	11	0	1	72
		西部	0	0	0	12	7	0	0	0	6	23	11	0	0	0	0	0	2	61
		東部	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	6	0	19	0	8	0	41
		計	10	3	15	12	7	10	7	9	7	23	12	7	11	19	11	8	3	174
非行相談		中央	3	6	20	0	0	9	3	0	1	0	1	0	10	2	6	0	33	94
		西部	0	0	1	10	9	0	0	0	9	20	48	0	0	1	0	0	23	121
		東部	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	0	15	0	31	0	13	6	74
		計	3	6	21	10	9	9	3	7	11	21	49	15	10	34	6	13	62	289
育成相談		中央	23	18	23	1	0	17	22	1	0	1	1	0	22	1	29	2	16	177
		西部	0	0	0	24	34	0	0	0	18	70	49	0	1	2	0	0	15	213
		東部	1	0	0	0	0	0	0	17	0	0	1	23	0	62	1	25	14	144
		計	24	18	23	25	34	17	22	18	18	71	51	23	23	65	30	27	45	534
その他相談		中央	22	7	20	1	0	8	6	0	2	0	2	2	13	0	19	2	47	151
		西部	0	0	0	1	2	0	0	0	4	10	6	0	0	0	0	0	5	28
		東部	0	0	1	0	2	0	0	9	0	0	1	21	1	21	0	18	20	94
		計	22	7	21	2	4	8	6	9	6	10	9	23	14	21	19	20	72	273
合計		中央	455	282	537	4	8	252	270	7	5	5	7	4	462	8	515	10	183	3,014
		西部	1	0	4	306	328	1	1	1	176	716	650	5	4	5	0	0	115	2,313
		東部	3	0	2	1	2	0	1	206	1	3	8	453	4	714	6	373	81	1,858
		計	459	282	543	311	338	253	272	214	182	724	665	462	470	727	521	383	379	7,185

⑥ 受付件数の推移

（単位：件）

区　分		管轄	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	児童虐待	中央	1,636	1,695	1,615	1,629	1,522
		西部	1,247	1,258	1,362	1,333	1,154
		東部	625	883	943	949	783
		計	3,508	3,836	3,920	3,911	3,459
	その他	中央	682	544	732	806	998
		西部	778	748	941	788	736
		東部	605	652	655	797	722
		計	2,065	1,944	2,328	2,391	2,456
障害相談		中央	60	79	71	78	72
		西部	69	61	63	55	61
		東部	55	63	35	32	41
		計	184	203	169	165	174
非行相談		中央	77	64	73	73	94
		西部	136	107	102	89	121
		東部	49	47	37	55	74
		計	262	218	212	217	289
育成相談		中央	409	343	244	199	177
		西部	265	255	198	212	213
		東部	241	179	165	148	144
		計	915	777	607	559	534
その他相　談		中央	231	93	125	177	151
		西部	42	19	27	22	28
		東部	112	42	86	29	94
		計	385	154	238	228	273
合　計		中央	3,095	2,818	2,860	2,962	3,014
		西部	2,537	2,448	2,693	2,499	2,313
		東部	1,687	1,866	1,921	2,010	1,858
		計	7,319	7,132	7,474	7,471	7,185

(2) 対応件数

① 処理区分別の対応件数

（単位：件）

区分		管轄	対応件数（年度中）																		
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	裁判所送致（再掲）法第27条の3による	通所							
養護	児童虐待	中央	985	102	48	17	0	0	309	0	69	0	1	0	11		2	1	3	1,548
		西部	546	18	14	10	0	0	303	0	39	0	1	1	12		0	0	0	944
		東部	481	28	5	5	0	3	140	1	20	0	0	0	7		1	0	0	691
		計	2,012	148	67	32	0	3	752	1	128	0	2	1	30		3	1	3	3,183
	その他	中央	912	59	82	3	0	0	10	0	28	0	0	0	15		0	1	1	1,111
		西部	637	15	24	0	0	0	18	0	16	0	0	0	11		0	0	0	721
		東部	698	24	14	1	0	0	43	0	14	0	0	0	7		0	2	0	803
		計	2,247	98	120	4	0	0	71	0	58	0	0	0	33		0	3	1	2,635
障害相談		中央	59	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		6	0	0	69
		西部	54	4	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0		2	0	0	64
		東部	33	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		2	0	0	39
		計	146	6	3	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0		10	0	0	172
非行相談		中央	32	8	36	4	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	89
		西部	58	6	21	3	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	98
		東部	44	6	6	4	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	69
		計	134	20	63	11	0	0	0	20	6	0	0	0	0	2	0	0	0	256
育成相談		中央	147	8	22	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	0	179
		西部	197	5	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	0	210
		東部	131	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	1	0	144
		計	475	20	33	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1		0	1	0	533
その他相談		中央	121	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	0	149
		西部	21	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	0	25
		東部	89	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	92
		計	231	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3	0	266
合計		中央	2,256	179	215	24	0	0	319	5	103	0	1	0	26	2	8	3	4	3,145
		西部	1,513	48	69	13	0	0	321	8	61	0	1	1	23	0	2	2	0	2,062
		東部	1,476	65	34	10	0	3	183	8	38	0	0	0	15	0	3	3	0	1,838
		計	5,245	292	318	47	0	3	823	21	202	0	2	1	64	2	13	8	4	7,045

② 対応件数（主訴別）の推移

（単位：件）

区　分	管轄	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	その他相談	計
		虐　待	その他					
30年度	中央	1,774	830	68	112	419	230	3,433
	西部	1,077	831	62	126	262	44	2,402
	東部	543	672	57	43	223	113	1,651
	計	3,394	2,333	187	281	904	387	7,486
令和元年度	中央	1,680	637	72	75	358	90	2,912
	西部	1,384	777	60	103	255	18	2,597
	東部	828	757	61	58	195	42	1,941
	計	3,892	2,171	193	236	808	150	7,450
2年度	中央	1,644	808	70	77	254	126	2,979
	西部	1,436	1,081	63	133	201	24	2,938
	東部	785	787	40	53	161	86	1,912
	計	3,865	2,676	173	263	616	236	7,829
3年度	中央	1,615	931	96	83	206	174	3,105
	西部	1,281	808	44	74	212	23	2,442
	東部	839	906	27	37	137	28	1,974
	計	3,735	2,645	167	194	555	225	7,521
4年度	中央	1,548	1,111	69	89	179	149	3,145
	西部	944	721	64	98	210	25	2,062
	東部	691	803	39	69	144	92	1,838
	計	3,183	2,635	172	256	533	266	7,045

③ 対応件数（処理区分別）の推移

（単位：件）

区　分	管轄	対応件数（年度中）																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	裁判所送致（再掲）法第27条の3による	通所							
30年度	中央	2,523	259	246	59	0	0	157	14	131	0	0	0	16	5	5	5	13	3,433
	西部	1,894	104	155	17	0	0	136	4	64	0	1	1	12	0	6	6	2	2,402
	東部	1,405	71	38	9	0	1	74	6	34	0	0	0	7	0	2	4	0	1,651
	計	5,822	434	439	85	0	0	367	24	229	0	1	0	35	5	13	1	15	7,486
令和元年度	中央	2,025	248	141	51	0	0	295	7	109	1	1	1	17	3	8	3	3	2,912
	西部	2,240	89	77	13	0	0	76	6	72	0	0	0	11	3	6	4	0	2,597
	東部	1,629	91	62	21	0	2	74	4	42	0	0	1	4	0	5	4	2	1,941
	計	5,894	428	280	85	0	2	445	17	223	1	1	2	32	6	19	11	5	7,450
2年度	中央	2,065	227	116	38	0	0	407	8	89	0	1	1	13	1	6	6	1	2,979
	西部	2,444	105	82	31	0	0	189	8	53	0	2	0	15	1	5	2	1	2,938
	東部	1,589	86	31	20	0	2	122	2	41	0	0	0	12	2	4	1	0	1,912
	計	6,098	418	229	89	0	2	718	18	183	0	3	1	40	4	15	9	2	7,829
3年度	中央	2,169	197	162	48	0	0	398	6	92	0	0	0	23	1	3	4	2	3,105
	西部	1,825	64	106	13	0	0	318	5	85	0	1	0	17	0	4	2	2	2,442
	東部	1,589	85	15	36	0	1	164	4	61	0	0	0	14	2	1	1	1	1,974
	計	5,583	346	283	97	0	1	880	15	238	0	1	0	54	3	8	7	5	7,521
4年度	中央	2,256	179	215	24	0	0	319	5	103	0	1	0	26	2	8	3	4	3,145
	西部	1,513	48	69	13	0	0	321	8	61	0	1	1	23	0	2	2	0	2,062
	東部	1,476	65	34	10	0	3	183	8	38	0	0	0	15	0	3	3	0	1,838
	計	5,245	292	318	47	0	3	823	21	202	0	2	1	64	2	13	8	4	7,045

3 相談種別ごとの相談実績

相談種別のうち、養護相談、非行相談、育成相談、障害相談の状況は以下のとおりである。

(1) 養護相談

① 主な問題別受付件数

（単位：件）

主な問題			児童相談所受付件数			
			中央	西部	東部	全児相合計
養護相談	養護相談（被虐待）		1,522	1,154	783	3,459
	養護相談（その他）	父母死亡	2	3	2	7
		父母家出	0	4	3	7
		両親離別	0	0	1	1
		傷病入院	73	92	45	210
		母親の出産	3	7	1	11
		未婚による出産	1	3	0	4
		逮捕拘禁	15	7	1	23
		就労	3	0	0	3
		多額の借金	0	0	0	0
		迷子	0	0	2	2
		浮浪	1	0	0	1
		親子関係不調	111	75	77	263
		家族関係不調	13	31	11	55
		特別養子縁組	10	5	8	23
		施設変更	0	1	1	2
		養育力	67	261	57	385
		その他	699	247	513	1,459
		小計	998	736	722	2,456
合計			2,520	1,890	1,505	5,915

※ 虐待相談の詳細は、P24～P37参照

② 養護相談（被虐待を除く）の対応種別件数の推移

（単位：件）

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
30年度	中央	41	11	653	36	89	830
	西部	26	8	708	14	75	831
	東部	13	4	605	18	32	672
	計	80	23	1,966	68	196	2,333
令和元年度	中央	34	9	508	26	60	637
	西部	23	8	679	25	42	777
	東部	16	1	673	23	44	757
	計	73	18	1,860	74	146	2,171
2年度	中央	21	8	665	41	73	808
	西部	18	8	970	33	52	1,081
	東部	10	7	705	35	30	787
	計	49	23	2,340	109	155	2,676
3年度	中央	26	15	724	66	100	931
	西部	21	13	689	16	69	808
	東部	25	7	788	31	55	906
	計	72	35	2,201	113	224	2,645
4年度	中央	28	15	912	59	97	1,111
	西部	16	11	637	15	42	721
	東部	14	7	698	24	60	803
	計	58	33	2,247	98	199	2,635

(2) 非行相談

① 主な問題別受付件数

（単位：件）

主な問題			児童相談所受付件数			
			中央	西部	東部	全児相合計
非行相談	ぐ犯相談	深夜徘徊	2	10	1	13
		家出	40	44	26	110
		不良交友	3	0	1	4
		不純異性交遊	5	5	2	12
		持ち出し	1	10	7	18
		怠学	0	0	0	0
		その他	6	18	7	31
		小計	57	87	44	188
	触法相談	万引き	9	10	5	24
		自転車盗	1	5	1	7
		オートバイ盗	0	0	0	0
		自動車盗	0	0	0	0
		車上盗	1	0	0	1
		空巣	0	0	0	0
		侵入盗	2	0	3	5
		その他の窃盗	1	1	1	3
		殺人	0	0	0	0
		強盗	0	0	0	0
		放火・失火	2	1	1	4
		傷害・暴行	1	5	5	11
		恐喝・たかり	4	0	0	4
		占有離脱物横領	0	0	0	0
		強姦	0	0	0	0
		猥褻・性的悪戯	1	0	7	8
		住居等侵入	5	1	1	7
		器物破損	4	7	1	12
		その他	6	4	5	15
		小計	37	34	30	101
合計			94	121	74	289

② 非行相談の対応種別件数の推移

（単位：件）

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
30年度	中央	6	0	39	11	56	112
	西部	4	0	89	8	25	126
	東部	0	0	30	5	8	43
	計	10	0	128	19	81	281
令和元年度	中央	3	0	37	14	21	75
	西部	7	0	67	7	22	103
	東部	1	0	34	7	16	58
	計	10	0	104	21	43	236
2年度	中央	4	0	33	14	26	77
	西部	3	0	87	10	33	133
	東部	2	0	34	4	13	53
	計	9	0	154	28	72	263
3年度	中央	1	0	34	16	32	83
	西部	3	0	47	6	18	74
	東部	1	0	20	6	10	37
	計	5	0	101	28	60	194
4年度	中央	2	0	32	8	47	89
	西部	2	0	58	6	32	98
	東部	2	0	44	6	17	69
	計	6	0	134	20	96	256

(3) 育成相談

① 主な問題別受付件数

（単位：件）

主な問題			児童相談所受付件数			
			中央	西部	東部	全児相合計
	性格行動相談	親子・友人関係	1	2	1	4
		内気・わがままなど性格面に関するもの	2	10	3	15
		嘘をつく、持ち出しなどの問題行動	7	9	2	18
		チック、緘黙、夜泣き、遺尿遺糞、夜尿	0	2	0	2
		落ち着き無し	0	3	2	5
		家庭内暴力	6	5	5	16
		反抗・乱暴	5	26	17	48
		いじめ被害・加害	0	5	0	5
		その他	18	49	34	101
		小計	39	111	64	214
	不登校相談		25	25	31	81
	適性相談		68	66	26	160
	育児・しつけ相談		45	11	23	79
合計			177	213	144	534

② 育成相談の対応種別件数の推移

（単位：件）

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
30年度	中央	2	0	366	21	30	419
	西部	0	0	241	8	13	262
	東部	1	0	208	8	6	223
	計	3	0	815	37	49	904
令和元年度	中央	4	0	298	35	21	358
	西部	0	1	240	6	8	255
	東部	1	0	173	13	8	195
	計	5	1	711	54	37	808
2年度	中央	3	0	227	14	10	254
	西部	1	1	182	8	9	201
	東部	0	0	147	7	7	161
	計	4	1	556	29	26	616
3年度	中央	2	0	170	10	24	206
	西部	2	0	189	6	15	212
	東部	0	0	131	6	0	137
	計	4	0	490	22	39	555
4年度	中央	2	0	147	8	22	179
	西部	1	0	197	5	7	210
	東部	0	1	131	7	5	144
	計	3	1	475	20	34	533

(4) 障害相談

① 主な問題別受付件

（単位：件）

	児童相談所受付件数			
	中　央	西　部	東　部	全児相合計
肢体不自由	2	2	1	5
視聴覚障害	0	0	0	0
言語発達等障害	0	0	1	1
重症心身障害	49	37	15	101
知的障害	14	5	14	33
自閉症等	7	17	10	34
合計	72	61	41	174

② 障害相談の対応種別件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	施設入所	障害児施設等への利用契約	助言指導	継続指導	その他	計
30年度	中央	4	0	43	9	12	68
	西部	6	1	45	0	10	62
	東部	0	0	48	1	8	57
	計	10	1	136	10	30	187
令和元年度	中央	3	0	50	6	13	72
	西部	3	0	47	3	7	60
	東部	1	0	44	2	14	61
	計	7	0	141	11	34	193
2年度	中央	5	0	53	6	6	70
	西部	3	0	48	2	10	63
	東部	1	0	32	1	6	40
	計	9	0	133	9	22	173
3年度	中央	4	0	72	14	6	96
	西部	2	0	31	1	10	44
	東部	2	0	24	0	1	27
	計	8	0	127	15	17	167
4年度	中央	2	0	59	2	6	69
	西部	3	0	54	4	3	64
	東部	2	0	33	0	4	39
	計	7	0	146	6	13	172

③ 在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導の件数

在宅重症心身障害児（者）の家庭に対して、在宅ケア向上のために、整形外科医、保健師、看護師、児童福祉司などでチームを組んで家庭訪問を行い、療育指導、相談などを行っている。また、住宅改造や成人の方の補装具相談など、必要により身体障害者更生相談所職員との同行訪問も実施している。

（単位：世帯、回）

区　分	訪　問	相　　談
18歳未満	世帯数	7
	回　数	13
18歳以上	世帯数	10
	回　数	11
計	世帯数	17
	回　数	24

④ 在宅重症心身障害児の人数

重症心身障害児（者）と児童相談所において認定した人数は 886 人で、そのうち 18 歳以上の重症心身障害者は 606 人であり、18 歳未満の重症心身障害児は 280 人である。

在宅重症心身障害児（18 歳未満）の区ごとの学齢別内訳は、次のとおりである。

（単位：人）

学齢別	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	計
就学前	8	2	7	4	1	3	3	1	0	1	4	0	8	1	4	4	51
小学生	7	6	14	8	7	2	6	1	2	13	2	5	19	13	5	8	118
中学生	8	1	3	3	1	1	4	3	4	6	4	6	5	5	6	2	62
18歳未満	4	3	6	5	3	2	2	1	3	2	5	3	4	3	1	2	49
計	27	12	30	20	12	8	15	6	9	22	15	14	36	22	16	16	280

注：令和4年4月1日現在

⑤ 障害児施設への入所状況

障害児施設への入所又は通所による訓練が必要と判断される子どもについては、児童相談所長の措置決定又は意見書に基づく施設受給者証による契約により、入所又は通所が行われる。

障害児施設の利用は、平成１８年１０月から契約制度が導入された。

（単位：人）

区　　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	就学前	小学生	中学生	18歳未満	18歳以上
福祉型障害児入所施設	106 (16)	102 (3)	98 (2)	177 (0)	97 (0)	3 (0)	23 (0)	33 (0)	36 (0)	2 (0)
医療型障害児入所施設	165 (131)	54 (12)	55 (14)	119 (33)	59 (15)	11 (1)	19 (5)	8 (1)	20 (8)	1 (0)
計	154 (13)	156 (15)	153 (16)	296 (33)	156 (15)	14 (1)	42 (5)	41 (1)	56 (8)	3 (0)

注1：令和4年4月1日現在

注2：（　）内は、契約入所の再掲

注3：18歳以上については、28年度から、18歳以上20歳未満の人数を計上している。

⑸ 虐待相談（受付）

中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所における児童虐待受付件数は令和 2 年度まで過去最高となっていたが、令和 4 年度は 3,459 件と令和 3 年度の 3,911 件と比べて減少した。

相談の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の 54.8%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が 58.5%で最も多く、次いで身体的虐待が 24.2%、ネグレクトが 16.7%である。主たる虐待者は実母が 55.9%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が 34.8%と最も高く、次いで 3 歳～学齢前児童が 22.0%、 0 歳～3 歳未満児童が 19.6%となっている。

① 項目別の虐待受付件数

【虐待種別の受付件数】

（単位：件）

区　分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	性的虐待	心理的虐待	計
中　央	295	263	9	955	1,522
西　部	310	204	4	636	1,154
東　部	233	110	6	434	783
計	838	577	19	2,025	3,459

【経路別の虐待受付件数】

（単位：件）

区　分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
中　央	59	13	220	10	29	0	9	43	28	819	202	90	1,522
西　部	40	13	152	10	25	1	26	12	19	653	143	60	1,154
東　部	22	9	125	6	20	1	9	18	11	425	107	30	783
計	121	35	497	26	74	2	44	73	58	1,897	452	180	3,459

【主な虐待者別の虐待受付件数】

（単位：件）

区　分	父　親		母　親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中　央	604	64	833	4	17	1,522
西　部	402	66	671	7	8	1,154
東　部	318	26	429	6	4	783
計	1,324	156	1,933	17	29	3,459

【学齢別の虐待受付件数】

（単位：件）

区　分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中　央	307	363	522	218	112	1,522
西　部	230	241	385	197	101	1,154
東　部	140	157	296	129	61	783
計	677	761	1,203	544	274	3,459

【年齢別の虐待受付件数】

（単位：件）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
中　央	104	89	114	121	93	104	97	91	88	89	84	82	82	76	65	63	38	42	0	1,522
西　部	75	79	76	73	70	68	60	71	70	66	71	50	63	72	56	56	42	36	0	1,154
東　部	43	51	46	47	38	46	62	40	57	54	49	43	43	34	49	38	23	20	0	783
計	222	219	236	241	201	218	219	202	215	209	204	175	188	182	170	157	103	98	0	3,459

【区別の虐待受付件数】

（単位：件）

区　分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中　央	223	161	288	0	3	138	135	2	1	0	0	0	262	1	282	4	22	1,522
西　部	0	0	2	165	175	0	0	1	85	366	341	1	3	0	0	0	15	1,154
東　部	0	0	1	0	0	0	0	67	0	0	2	231	0	321	0	159	2	783
計	223	161	291	165	178	138	135	70	86	366	343	232	265	322	282	163	39	3,459

注：その他は、管外、住所不定・不明など

② 虐待種別ごとの虐待受付件数

a.経路別の虐待受付件数

（単位：件）

区　分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	17	4	24	7	8	0	6	11	16	98	90	14	295
	西部	21	4	24	4	7	0	13	8	12	104	95	18	310
	東部	15	5	17	6	5	0	3	5	8	87	72	10	233
	計	53	13	65	17	20	0	22	24	36	289	257	42	838
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	15	6	33	0	14	0	1	21	6	113	33	21	263
	西部	7	3	55	3	17	0	10	3	5	54	25	22	204
	東部	1	0	28	0	13	1	2	5	2	37	15	6	110
	計	23	9	116	3	44	1	13	29	13	204	73	49	577
性的虐待	中央	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	2	2	9
	西部	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	4
	東部	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	0	6
	計	1	1	1	1	4	0	0	1	0	3	5	2	19
心理的虐待	中央	27	2	163	2	5	0	2	11	6	607	77	53	955
	西部	12	6	72	3	0	1	3	1	2	494	22	20	636
	東部	5	4	80	0	1	0	4	7	1	300	18	14	434
	計	44	12	315	5	6	1	9	19	9	1,401	117	87	2,025
合　計	中央	59	13	220	10	29	0	9	43	28	819	202	90	1,522
	西部	40	13	152	10	25	1	26	12	19	653	143	60	1,154
	東部	22	9	125	6	20	1	9	18	11	425	107	30	783
	計	121	35	497	26	74	2	44	73	58	1,897	452	180	3,459

b.虐待者別の虐待受付件数

（単位：件）

区　分	管轄	父　親		母　親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	110	22	160	1	2	295
	西部	121	37	147	3	2	310
	東部	93	13	123	4	0	233
	計	324	72	430	8	4	838
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	54	1	206	1	1	263
	西部	28	3	168	4	1	204
	東部	15	1	94	0	0	110
	計	97	5	468	5	2	577
性的虐待	中央	6	3	0	0	0	9
	西部	4	0	0	0	0	4
	東部	5	1	0	0	0	6
	計	15	4	0	0	0	19
心理的虐待	中央	434	38	467	2	14	955
	西部	249	26	356	0	5	636
	東部	205	11	212	2	4	434
	計	888	75	1,035	4	23	2,025
合　計	中央	604	64	833	4	17	1,522
	西部	402	66	671	7	8	1,154
	東部	318	26	429	6	4	783
	計	1,324	156	1,933	17	29	3,459

c.学齢別の虐待受付件数

（単位：件）

区　分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	27	54	117	67	30	295
	西部	26	46	128	66	44	310
	東部	17	31	111	49	25	233
	計	70	131	356	182	99	838
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	中央	59	66	96	28	14	263
	西部	50	52	64	30	8	204
	東部	27	27	32	19	5	110
	計	136	145	192	77	27	577
性的虐待	中央	0	1	4	4	0	9
	西部	0	0	2	1	1	4
	東部	0	1	2	2	1	6
	計	0	2	8	7	2	19
心理的虐待	中央	221	242	305	119	68	955
	西部	154	143	191	100	48	636
	東部	96	98	151	59	30	434
	計	471	483	647	278	146	2,025
合　計	中央	307	363	522	218	112	1,522
	西部	230	241	385	197	101	1,154
	東部	140	157	296	129	61	783
	計	677	761	1,203	544	274	3,459

d.年齢別の虐待受付件数

（単位：件）

区　分	管轄	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 以上	計
身体的虐待	中央	10	9	8	16	18	14	15	18	18	19	21	24	25	17	24	15	13	11	0	295
	西部	5	12	9	10	16	10	16	28	26	22	23	18	12	36	15	18	21	13	0	310
	東部	3	5	9	9	11	7	17	13	20	18	16	21	20	17	13	18	11	5	0	233
	計	18	26	26	35	45	31	48	59	64	59	60	63	57	70	52	51	45	29	0	838
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	中央	23	17	19	20	21	19	14	25	11	17	15	14	10	12	10	8	4	4	0	263
	西部	14	17	19	13	21	12	12	11	15	9	11	6	15	8	11	4	2	4	0	204
	東部	11	8	8	5	5	12	7	5	8	8	3	5	5	4	8	4	2	2	0	110
	計	48	42	46	38	47	43	33	41	34	34	29	25	30	24	29	16	8	10	0	577
性的虐待	中央	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	9
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	4
	東部	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	6
	計	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	0	3	4	2	0	2	0	0	19
心理的虐待	中央	71	63	87	84	54	71	67	48	59	52	47	44	45	45	30	40	21	27	0	955
	西部	56	50	48	50	33	46	32	32	29	35	36	26	35	27	30	34	18	19	0	636
	東部	29	38	29	33	22	27	37	22	29	28	28	17	18	12	27	16	9	13	0	434
	計	156	151	164	167	109	144	136	102	117	115	111	87	98	84	87	90	48	59	0	2,025
合　計	中央	104	89	114	121	93	104	97	91	88	89	84	82	82	76	65	63	38	42	0	1,522
	西部	75	79	76	73	70	68	60	71	70	66	71	50	63	72	56	56	42	36	0	1,154
	東部	43	51	46	47	38	46	62	40	57	54	49	43	43	34	49	38	23	20	0	783
	計	222	219	236	241	201	218	219	202	215	209	204	175	188	182	170	157	103	98	0	3,459

e.区別の虐待受付件数

（単位：件）

区　分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
身体的虐待	中央	33	30	66	0	0	22	24	0	1	0	0	0	59	0	52	0	8	295
	西部	0	0	2	34	55	0	0	0	19	98	98	0	0	0	0	0	4	310
	東部	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	76	0	89	0	48	2	233
	計	33	30	68	34	55	22	24	18	20	98	98	76	59	89	52	48	14	838
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	32	31	60	0	2	46	11	0	0	0	0	0	29	1	42	0	9	263
	西部	0	0	0	24	30	0	0	1	6	68	67	0	1	0	0	0	7	204
	東部	0	0	1	0	0	0	0	7	0	0	0	45	0	32	0	25	0	110
	計	32	31	61	24	32	46	11	8	6	68	67	45	30	33	42	25	16	577
性的虐待	中央	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	9
	西部	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
	東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1	0	6
	計	4	1	0	0	1	0	2	0	1	0	2	2	1	3	1	1	0	19
心理的虐待	中央	154	99	162	0	1	70	98	2	0	0	0	0	173	0	187	4	5	955
	西部	0	0	0	107	89	0	0	0	59	200	174	1	2	0	0	0	4	636
	東部	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	2	108	0	197	0	85	0	434
	計	154	99	162	107	90	70	98	44	59	200	176	109	175	197	187	89	9	2,025
合　計	中央	223	161	288	0	3	138	135	2	1	0	0	0	262	1	282	4	22	1,522
	西部	0	0	2	165	175	0	0	1	85	366	341	1	3	0	0	0	15	1,154
	東部	0	0	1	0	0	0	0	67	0	0	2	231	0	321	0	159	2	783
	計	223	161	291	165	178	138	135	70	86	366	343	232	265	322	282	163	39	3,459

注：その他は、管外、住所不定・不明など

③ 項目別ごとの虐待受付件数の推移

a.経路別の虐待受付件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
30年度	中央	60	11	246	9	61	3	17	29	53	779	254	114	1,636
	西部	35	16	220	6	23	2	3	22	25	720	103	72	1,247
	東部	17	5	97	1	22	0	1	26	14	329	63	50	625
	計	112	32	563	16	106	5	21	77	92	1,828	420	236	3,508
令和元年度	中央	53	25	273	8	89	1	20	35	45	822	225	99	1,695
	西部	44	14	198	10	24	0	10	19	27	717	131	64	1,258
	東部	19	3	102	5	6	2	6	22	18	532	105	63	883
	計	116	42	573	23	119	3	36	76	90	2,071	461	226	3,836
2年度	中央	50	15	342	13	45	0	16	23	37	751	241	82	1,615
	西部	52	12	223	15	21	0	12	22	10	776	130	89	1,362
	東部	33	8	176	6	16	0	4	18	8	514	108	52	943
	計	135	35	741	34	82	0	32	63	55	2,041	479	223	3,920
3年度	中央	48	12	300	11	33	0	14	24	36	834	223	94	1,629
	西部	38	17	270	10	26	5	16	24	13	709	108	97	1,333
	東部	35	7	160	3	5	1	0	12	5	561	99	61	949
	計	121	36	730	24	64	6	30	60	54	2,104	430	252	3,911
4年度	中央	59	13	220	10	29	0	9	43	28	819	202	90	1,522
	西部	40	13	152	10	25	1	26	12	19	653	143	60	1,154
	東部	22	9	125	6	20	1	9	18	11	425	107	30	783
	計	121	35	497	26	74	2	44	73	58	1,897	452	180	3,459

b.虐待者別の虐待受付件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	父　親		母　親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
30年度	中央	567	67	978	5	19	1,636
	西部	460	103	658	5	21	1,247
	東部	252	33	331	4	5	625
	計	1,279	203	1,967	14	45	3,508
令和元年度	中央	609	109	947	8	22	1,695
	西部	481	72	676	6	23	1,258
	東部	344	54	471	3	11	883
	計	1,434	235	2,094	17	56	3,836
2年度	中央	653	92	844	3	23	1,615
	西部	584	68	691	3	16	1,362
	東部	349	38	543	3	10	943
	計	1,586	198	2,078	9	49	3,920
3年度	中央	590	119	865	12	43	1,629
	西部	439	74	797	9	14	1,333
	東部	370	34	535	5	5	949
	計	1,399	227	2,197	26	62	3,911
4年度	中央	604	64	833	4	17	1,522
	西部	402	66	671	7	8	1,154
	東部	318	26	429	6	4	783
	計	1,324	156	1,933	17	29	3,459

c.学齢別の虐待受付件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
30年度	中央	337	359	586	246	108	1,636
	西部	289	288	417	157	96	1,247
	東部	141	144	209	83	48	625
	計	767	791	1,212	486	252	3,508
令和元年度	中央	343	340	623	261	128	1,695
	西部	260	291	435	175	97	1,258
	東部	176	201	289	158	59	883
	計	779	832	1,347	594	284	3,836
2年度	中央	326	366	584	233	106	1,615
	西部	301	304	474	173	110	1,362
	東部	172	199	351	153	68	943
	計	799	869	1,409	559	284	3,920
3年度	中央	332	355	577	245	120	1,629
	西部	280	257	462	211	123	1,333
	東部	169	214	339	150	77	949
	計	781	826	1,378	606	320	3,911
4年度	中央	307	363	522	218	112	1,522
	西部	230	241	385	197	101	1,154
	東部	140	157	296	129	61	783
	計	677	761	1,203	544	274	3,459

d.年齢別の虐待受付件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 際 以 上	計
30年度	中央	108	124	105	124	104	91	102	91	84	106	103	101	86	90	82	60	47	27	1	1,636
	西部	100	98	91	106	71	79	67	82	70	62	76	68	56	53	58	44	39	27	0	1,247
	東部	49	51	41	37	43	46	35	40	31	41	29	30	36	31	24	21	26	14	0	625
	計	257	273	237	267	218	216	204	213	185	209	208	199	178	174	164	125	112	68	1	3,508
令和元年度	中央	121	117	105	103	103	93	101	106	90	97	105	117	99	91	80	69	47	51	0	1,695
	西部	86	87	92	81	77	94	85	72	83	71	64	67	66	65	44	51	31	42	0	1,258
	東部	54	53	69	65	45	64	57	44	48	52	44	46	60	45	56	33	33	15	0	883
	計	261	257	266	249	225	251	243	222	221	220	213	230	225	201	180	153	111	108	0	3,836
2年度	中央	108	102	116	104	116	105	93	102	97	100	79	113	87	68	80	66	40	39	0	1,615
	西部	96	110	95	104	77	77	90	80	80	87	81	61	73	67	52	50	42	40	0	1,362
	東部	62	50	60	65	55	50	60	50	61	57	55	70	63	54	43	38	24	26	0	943
	計	266	262	271	273	248	232	243	232	238	244	215	244	223	189	175	154	106	105	0	3,920
3年度	中央	101	118	113	101	106	110	98	109	106	80	82	88	97	90	66	63	57	44	0	1,629
	西部	91	86	103	89	77	62	73	98	72	76	66	80	73	74	64	66	44	39	0	1,333
	東部	58	53	58	67	60	56	64	58	54	57	62	52	59	45	50	35	34	27	0	949
	計	250	257	274	257	243	228	235	265	232	213	210	220	229	209	180	164	135	110	0	3,911
4年度	中央	104	89	114	121	93	104	97	91	88	89	84	82	82	76	65	63	38	42	0	1,522
	西部	75	79	76	73	70	68	60	71	70	66	71	50	63	72	56	56	42	36	0	1,154
	東部	43	51	46	47	38	46	62	40	57	54	49	43	43	34	49	38	23	20	0	783
	計	222	219	236	241	201	218	219	202	215	209	204	175	188	182	170	157	103	98	0	3,459

e.区別の虐待受付件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
30年度	中央	215	120	292	3	1	184	116	4	0	3	1	1	280	20	371	18	7	1,636
	西部	0	1	2	197	154	1	0	0	77	371	395	28	4	1	3	0	13	1,247
	東部	0	0	0	0	0	0	0	73	0	1	0	186	0	230	0	131	4	625
	計	215	121	294	200	155	185	116	77	77	375	396	215	284	251	374	149	24	3,508
令和元年度	中央	256	151	280	3	0	175	110	1	0	1	0	0	368	2	318	6	24	1,695
	西部	0	1	1	176	171	1	0	1	59	436	395	3	2	0	0	0	12	1,258
	東部	0	0	1	0	0	0	0	128	0	0	1	240	0	331	0	176	6	883
	計	256	152	282	179	171	176	110	130	59	437	396	243	370	333	318	182	42	3,836
2年度	中央	242	135	317	1	1	139	122	0	1	1	0	0	359	0	287	2	8	1,615
	西部	1	0	1	208	203	3	0	1	78	426	432	3	0	0	0	0	6	1,362
	東部	0	0	0	0	0	0	1	124	0	0	2	266	0	334	1	215	0	943
	計	243	135	318	209	204	142	123	125	79	427	434	269	359	334	288	217	14	3,920
3年度	中央	259	138	311	1	2	154	91	0	3	2	1	0	345	1	315	0	6	1,629
	西部	1	1	1	176	163	4	0	0	79	491	402	0	1	1	1	1	11	1,333
	東部	0	0	3	0	0	0	0	126	0	0	2	249	0	370	0	195	4	949
	計	260	139	315	177	165	158	91	126	82	493	405	249	346	372	316	196	21	3,911
4年度	中央	223	161	288	0	3	138	135	2	1	0	0	0	262	1	282	4	22	1,522
	西部	0	0	2	165	175	0	0	1	85	366	341	1	3	0	0	0	15	1,154
	東部	0	0	1	0	0	0	0	67	0	0	2	231	0	321	0	159	2	783
	計	223	161	291	165	178	138	135	70	86	366	343	232	265	322	282	163	39	3,459

注：その他は、管外、住所不定・不明など

⑹ 虐待相談（対応）

児童相談所において受理した相談に対し、在宅指導、施設入所措置などの援助の方針決定を行った件数を対応件数として計上しており、中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所における令和４年度の虐待対応件数は 3,183 件なっており前年度 3,735 件から 14.8%減少している。

虐待対応件数の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の 55.8%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が 59.8%で最も多く、次いで身体的虐待が 22.8%、ネグレクトが 16.5%である。主たる虐待者は実母が 56.5%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が 34.5%と最も多く、次いで３歳～学齢前児童が 21.9%となっている。

① 項目別の虐待対応件数

【虐待種別の対応件数】

（単位：件）

区　分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	性的虐待	心理的虐待	計
中　央	313	273	15	947	1,548
西　部	200	179	7	558	944
東　部	213	73	7	398	691
計	726	525	29	1,903	3,183

【経路別の虐待対応件数】

（単位：件）

区　分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
中　央	75	9	204	13	47	0	13	44	26	806	213	98	1,548
西　部	28	10	140	10	20	1	12	15	12	578	76	42	944
東　部	14	5	120	4	8	1	0	15	9	392	90	33	691
計	117	24	464	27	75	2	25	74	47	1,776	379	173	3,183

【主な虐待者別の虐待対応件数】

（単位：件）

区　分	父　親		母　親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中　央	604	65	852	9	18	1,548
西　部	321	47	567	2	7	944
東　部	278	29	378	4	2	691
計	1,203	141	1,797	15	27	3,183

【学齢別の虐待対応件数】

（単位：件）

区　分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中　央	288	360	529	235	136	1,548
西　部	191	198	296	167	92	944
東　部	98	140	272	125	56	691
計	577	698	1,097	527	284	3,183

【年齢別の虐待対応件数】

（単位：件）

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
中　央	75	97	116	110	102	94	103	79	93	86	91	85	90	80	65	78	48	48	8	1,548
西　部	53	63	75	64	52	59	56	50	52	58	35	50	48	54	52	49	28	42	4	944
東　部	29	34	35	42	33	44	54	36	46	49	50	44	35	36	40	44	19	19	2	691
計	157	194	226	216	187	197	213	165	191	193	176	179	173	170	157	171	95	109	14	3,183

【区別の虐待対応件数】

（単位：件）

区　分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中　央	226	147	292	0	3	144	123	1	2	2	0	0	284	2	293	4	25	1,548
西　部	0	1	2	150	106	0	0	1	76	343	248	1	1	0	0	0	15	944
東　部	0	0	1	0	0	0	0	50	0	0	2	193	0	284	0	159	2	691
計	226	148	295	150	109	144	123	52	78	345	250	194	285	286	293	163	42	3,183

注：その他は、管外、住所不定・不明など

② 虐待種別ごとの虐待対応件数

a.経路別の虐待対応件数

（単位：件）

区　分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	19	4	24	7	16	0	7	9	13	95	102	17	313
	西部	16	3	20	4	5	0	4	6	9	76	38	19	200
	東部	9	3	24	4	3	0	0	4	6	82	67	11	213
	計	44	10	68	15	24	0	11	19	28	253	207	47	726
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	25	4	30	0	14	0	5	20	6	115	25	29	273
	西部	5	3	58	3	14	0	7	7	3	57	16	6	179
	東部	0	0	22	0	4	1	0	5	1	24	4	12	73
	計	30	7	110	3	32	1	12	32	10	196	45	47	525
性的虐待	中央	0	0	1	1	3	0	0	2	0	1	5	2	15
	西部	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	7
	東部	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	7
	計	2	0	1	1	4	0	0	3	0	4	11	3	29
心理的虐待	中央	31	1	149	5	14	0	1	13	7	595	81	50	947
	西部	7	4	62	3	0	1	1	2	0	442	19	17	558
	東部	3	2	74	0	1	0	0	5	2	286	16	9	398
	計	41	7	285	8	15	1	2	20	9	1,323	116	76	1,903
合　計	中央	75	9	204	13	47	0	13	44	26	806	213	98	1,548
	西部	28	10	140	10	20	1	12	15	12	578	76	42	944
	東部	14	5	120	4	8	1	0	15	9	392	90	33	691
	計	117	24	464	27	75	2	25	74	47	1,776	379	173	3,183

b.虐待者別の虐待対応件数

（単位：件）

区　分	管轄	父　親		母　親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	112	25	170	3	3	313
	西部	77	18	103	0	2	200
	東部	80	18	113	2	0	213
	計	269	61	386	5	5	726
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	46	2	220	4	1	273
	西部	24	3	150	2	0	179
	東部	3	1	69	0	0	73
	計	73	6	439	6	1	525
性的虐待	中央	10	4	0	0	1	15
	西部	7	0	0	0	0	7
	東部	5	2	0	0	0	7
	計	22	6	0	0	1	29
心理的虐待	中央	436	34	462	2	13	947
	西部	213	26	314	0	5	558
	東部	190	8	196	2	2	398
	計	839	68	972	4	20	1,903
合　計	中央	604	65	852	9	18	1,548
	西部	321	47	567	2	7	944
	東部	278	29	378	4	2	691
	計	1,203	141	1,797	15	27	3,183

c.学齢別の虐待対応件数

（単位：件）

区　分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	24	54	120	81	34	313
	西部	14	27	78	49	32	200
	東部	6	31	101	50	25	213
	計	44	112	299	180	91	726
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	中央	53	66	99	30	25	273
	西部	41	39	57	27	15	179
	東部	18	17	22	13	3	73
	計	112	122	178	70	43	525
性的虐待	中央	0	0	3	8	4	15
	西部	0	0	1	5	1	7
	東部	0	0	2	4	1	7
	計	0	0	6	17	6	29
心理的虐待	中央	211	240	307	116	73	947
	西部	136	132	160	86	44	558
	東部	74	92	147	58	27	398
	計	421	464	614	260	144	1,903
合　計	中央	288	360	529	235	136	1,548
	西部	191	198	296	167	92	944
	東部	98	140	272	125	56	691
	計	577	698	1,097	527	284	3,183

d.年齢別の虐待対応件数

（単位：件）

区　分	管轄	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 以上	計
身体的虐待	中央	8	10	6	19	16	11	18	14	19	21	22	29	20	23	24	27	13	9	4	313
	西部	2	4	8	6	9	9	10	12	14	17	8	17	8	24	19	6	12	15	0	200
	東部	0	3	3	4	12	11	14	11	15	18	22	17	14	16	19	20	8	6	0	213
	計	10	17	17	29	37	31	42	37	48	56	52	63	42	63	62	53	33	30	4	726
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	中央	14	18	21	19	19	21	14	17	16	15	16	16	15	14	10	8	11	8	1	273
	西部	9	13	19	10	15	11	12	9	11	10	5	8	11	6	9	10	5	6	0	179
	東部	6	5	7	3	5	7	3	4	4	7	2	4	4	2	3	5	1	0	1	73
	計	29	36	47	32	39	39	29	30	31	32	23	28	30	22	22	23	17	14	2	525
性的虐待	中央	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	4	1	4	0	1	1	15
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	1	0	7
	東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	0	0	1	0	7
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	2	7	6	4	0	3	1	29
心理的虐待	中央	53	69	89	72	67	62	70	48	58	50	52	39	54	39	30	39	24	30	2	947
	西部	42	46	48	48	28	39	34	29	27	31	22	24	29	21	22	33	11	20	4	558
	東部	23	26	25	35	16	26	37	21	27	24	25	22	16	18	15	19	10	12	1	398
	計	118	141	162	155	111	127	141	98	112	105	99	85	99	78	67	91	45	62	7	1,903
合　計	中央	75	97	116	110	102	94	103	79	93	86	91	85	90	80	65	78	48	48	8	1,548
	西部	53	63	75	64	52	59	56	50	52	58	35	50	48	54	52	49	28	42	4	944
	東部	29	34	35	42	33	44	54	36	46	49	50	44	35	36	40	44	19	19	2	691
	計	157	194	226	216	187	197	213	165	191	193	176	179	173	170	157	171	95	109	14	3,183

e.区別の虐待対応件数

（単位：件）

区　分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
身体的虐待	中央	40	28	68	0	0	25	22	0	2	0	0	0	61	0	58	0	9	313
	西部	0	0	2	29	18	0	0	0	17	89	41	0	0	0	0	0	4	200
	東部	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	65	0	81	0	47	2	213
	計	40	28	70	29	18	25	22	18	19	89	41	65	61	81	58	47	15	726
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	中央	36	29	55	0	2	39	10	0	0	2	0	0	40	2	47	0	11	273
	西部	0	0	0	21	15	0	0	1	12	67	54	0	1	0	0	0	8	179
	東部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	24	0	21	0	73
	計	36	29	56	21	17	39	10	1	12	69	54	27	41	26	47	21	19	525
性的虐待	中央	3	2	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	15
	西部	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	7
	東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	2	0	7
	計	3	2	6	0	1	0	1	0	0	3	3	3	1	2	2	2	0	29
心理的虐待	中央	147	88	163	0	1	80	90	1	0	0	0	0	182	0	186	4	5	947
	西部	0	1	0	100	72	0	0	0	47	184	150	1	0	0	0	0	3	558
	東部	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	2	98	0	177	0	89	0	398
	計	147	89	163	100	73	80	90	33	47	184	152	99	182	177	186	93	8	1,903
合　計	中央	226	147	292	0	3	144	123	1	2	2	0	0	284	2	293	4	25	1,548
	西部	0	1	2	150	106	0	0	1	76	343	248	1	1	0	0	0	15	944
	東部	0	0	1	0	0	0	0	50	0	0	2	193	0	284	0	159	2	691
	計	226	148	295	150	109	144	123	52	78	345	250	194	285	286	293	163	42	3,183

注：その他は、管外、住所不定・不明など

③ 項目別ごとの虐待対応件数の推移

a.経路別の虐待対応件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福　祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
30年度	中央	70	19	217	12	79	3	27	42	44	836	283	142	1,774
	西部	22	21	179	4	20	5	4	20	23	628	74	77	1,077
	東部	23	3	54	1	16	0	3	21	10	311	60	41	543
	計	115	43	450	17	115	8	34	83	77	1,775	417	260	3,394
令和元年度	中央	59	27	242	6	94	1	22	32	54	816	232	95	1,680
	西部	39	12	220	8	33	0	8	29	33	794	147	61	1,384
	東部	20	3	79	0	22	2	2	24	13	502	105	56	828
	計	118	42	541	14	149	3	32	85	100	2,112	484	212	3,892
2年度	中央	63	13	275	14	73	0	16	30	43	772	253	92	1,644
	西部	67	5	189	17	31	0	17	24	22	811	153	100	1,436
	東部	21	2	105	10	11	0	4	16	8	467	87	54	785
	計	151	20	569	41	115	0	37	70	73	2,050	493	246	3,865
3年度	中央	40	15	267	11	33	0	22	29	29	828	250	91	1,615
	西部	38	17	248	11	30	5	15	25	13	692	101	86	1,281
	東部	35	4	89	2	13	0	4	11	9	540	80	52	839
	計	113	36	604	24	76	5	41	65	51	2,060	431	229	3,735
4年度	中央	75	9	204	13	47	0	13	44	26	806	213	98	1,548
	西部	28	10	140	10	20	1	12	15	12	578	76	42	944
	東部	14	5	120	4	8	1	0	15	9	392	90	33	691
	計	117	24	464	27	75	2	25	74	47	1,776	379	173	3,183

b.虐待者別の虐待対応件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	父　親		母　親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
30年度	中央	624	78	1,039	6	27	1,774
	西部	400	86	564	5	22	1,077
	東部	233	25	278	2	5	543
	計	1,257	189	1,881	13	54	3,394
令和元年度	中央	589	107	951	9	24	1,680
	西部	527	92	735	6	24	1,384
	東部	334	43	440	3	8	828
	計	1,450	242	2,126	18	56	3,892
2年度	中央	667	92	864	5	16	1,644
	西部	596	69	748	4	19	1,436
	東部	303	47	422	5	8	785
	計	1,566	208	2,034	14	43	3,865
3年度	中央	588	127	856	9	35	1,615
	西部	436	63	763	8	11	1,281
	東部	335	33	466	2	3	839
	計	1,359	223	2,085	19	49	3,735
4年度	中央	604	65	852	9	18	1,548
	西部	321	47	567	2	7	944
	東部	278	29	378	4	2	691
	計	1,203	141	1,797	15	27	3,183

c.学齢別の虐待対応件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
30年度	中央	344	390	608	289	143	1,774
	西部	217	255	365	145	95	1,077
	東部	107	128	183	84	41	543
	計	668	773	1,156	518	279	3,394
令和元年度	中央	316	349	615	259	141	1,680
	西部	269	323	478	196	118	1,384
	東部	150	201	275	142	60	828
	計	735	873	1,368	597	319	3,892
2年度	中央	307	363	595	252	127	1,644
	西部	264	326	513	197	136	1,436
	東部	124	171	276	147	67	785
	計	695	860	1,384	596	330	3,865
3年度	中央	314	344	585	250	122	1,615
	西部	249	247	449	216	120	1,281
	東部	125	186	301	138	89	839
	計	688	777	1,335	604	331	3,735
4年度	中央	288	360	529	235	136	1,548
	西部	191	198	296	167	92	944
	東部	98	140	272	125	56	691
	計	577	698	1,097	527	284	3,183

d.年齢別の虐待対応件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
30年度	中央	102	129	113	132	110	101	100	96	84	112	102	112	95	110	93	66	65	35	17	1,774
	西部	50	84	83	85	75	64	57	64	64	64	58	59	57	54	51	36	32	36	4	1,077
	東部	32	39	36	31	35	44	27	38	24	29	32	25	38	29	32	19	16	14	3	543
	計	184	252	232	248	220	209	184	198	172	205	192	196	190	193	176	121	113	85	24	3,394
令和元年度	中央	107	107	102	107	100	90	110	99	96	94	110	104	90	102	78	69	45	56	14	1,680
	西部	70	105	94	94	81	90	100	81	84	77	81	74	63	75	59	60	44	40	12	1,384
	東部	38	43	69	65	49	57	54	52	41	51	44	43	38	54	38	43	27	20	2	828
	計	215	255	265	266	230	237	264	232	221	222	235	221	191	231	175	172	116	116	28	3,892
2年度	中央	98	96	113	100	109	110	87	114	90	101	88	109	92	77	86	78	48	43	5	1,644
	西部	68	102	94	105	87	78	98	88	85	100	86	63	82	74	58	65	43	49	11	1,436
	東部	35	41	48	53	47	45	50	42	47	40	46	43	62	44	44	42	26	27	3	785
	計	201	239	255	258	243	233	235	244	222	241	220	215	236	195	188	185	117	119	19	3,865
3年度	中央	95	111	108	102	93	109	98	111	101	87	79	92	90	98	72	68	55	41	5	1,615
	西部	59	100	90	86	73	60	59	91	73	67	71	84	73	78	63	65	48	37	4	1,281
	東部	33	39	53	60	49	54	51	51	45	44	57	43	56	46	42	39	36	34	7	839
	計	187	250	251	248	215	223	208	253	219	198	207	219	219	222	177	172	139	112	16	3,735
4年度	中央	75	97	116	110	102	94	103	79	93	86	91	85	90	80	65	78	48	48	8	1,548
	西部	53	63	75	64	52	59	56	50	52	58	35	50	48	54	52	49	28	42	4	944
	東部	29	34	35	42	33	44	54	36	46	49	50	44	35	36	40	44	19	19	2	691
	計	157	194	226	216	187	197	213	165	191	193	176	179	173	170	157	171	95	109	14	3,183

e.区別の虐待対応件数の推移

（単位：件）

区　分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
30年度	中央	202	130	311	6	3	206	114	5	0	7	1	4	298	62	365	42	18	1,774
	西部	0	1	1	153	134	1	0	0	65	293	338	72	2	1	2	0	14	1,077
	東部	0	1	0	0	1	0	0	64	0	2	0	176	0	192	2	98	7	543
	計	202	132	312	159	138	207	114	69	65	302	339	252	300	255	369	140	39	3,394
令和元年度	中央	249	155	268	7	0	171	115	3	0	1	0	0	356	2	321	7	25	1,680
	西部	0	2	10	187	191	1	1	1	63	501	406	4	4	0	0	0	13	1,384
	東部	0	0	1	0	0	0	0	113	0	0	1	217	0	307	5	177	7	828
	計	249	157	279	194	191	172	116	117	63	502	407	221	360	309	326	184	45	3,892
2年度	中央	249	137	334	1	1	147	119	3	1	1	0	0	358	1	275	4	13	1,644
	西部	1	0	2	225	202	1	0	0	80	470	449	1	0	0	0	0	5	1,436
	東部	0	0	0	0	0	0	1	99	0	1	2	219	0	272	2	186	3	785
	計	250	137	336	226	203	148	120	102	81	472	451	220	358	273	277	190	21	3,865
3年度	中央	258	140	319	1	2	141	92	0	2	3	1	0	328	1	320	0	7	1,615
	西部	2	0	1	162	173	5	0	0	79	469	373	1	1	1	1	1	12	1,281
	東部	1	0	0	0	0	0	0	104	0	0	2	248	0	306	0	170	8	839
	計	261	140	320	163	175	146	92	104	81	472	376	249	329	308	321	171	27	3,735
4年度	中央	226	147	292	0	3	144	123	1	2	2	0	0	284	2	293	4	25	1,548
	西部	0	1	2	150	106	0	0	1	76	343	248	1	1	0	0	0	15	944
	東部	0	0	1	0	0	0	0	50	0	0	2	193	0	284	0	159	2	691
	計	226	148	295	150	109	144	123	52	78	345	250	194	285	286	293	163	42	3,183

注：その他は、管外、住所不定・不明など

8 一時保護の状況

一時保護所は、子どもを好ましくない環境から保護したり、短期の入所による指導や行動観察を行ったりすることを目的として、次のような子どもを保護している。

○ 保護者の家出・死亡・疾病等により、家庭での養育が困難な子ども
○ 棄児・迷子・被虐待児等環境的な問題のある子ども
○ 窃盗・恐かつ等触法行為のある又は、将来そのおそれのある子ども
○ 家出・乱暴・不登校等の問題行動のある子ども

入所中は、児童指導員や保育士が生活指導・学習指導・保育にあたるほか、児童福祉司や児童心理司、医師や看護師等の職員が協力して指導にあたる。学齢児は、午前中基礎学力を身につけることを目的とした学習をし、午後は体育、レクリエーションといった集団活動を中心に行っている。学齢に満たない子どもについては、食事、排泄等の基本的な生活習慣を身につけるよう援助している。

子どもが乳幼児の場合は、専門的なケアが必要であることから乳児院に委託して一時保護を行っており、学齢児も一時保護所の定員が満床の場合には児童養護施設へ委託一時保護を行う等、適切に一時保護が行われるよう配慮している。

(1) 一時保護所

① 一時保護所の受付及び対応件数

令和 4 年度の全児相の一時保護所の受付（入所）人数は、1,138 人であり、そのうち虐待相談が 61.5%を占めている。

（単位：人・日）

区分		管轄	前年度末継続保護	受付（年度中）					対応（年度中）								前年度末継続保護
				～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数	
養護	児童虐待	中央	15	64	133	76	40	313	70	24	22	1	162	30	309	7,349	19
		西部	12	28	105	54	39	226	49	12	16	0	130	18	225	5,282	13
		東部	12	31	60	43	27	161	16	8	3	0	114	16	157	4,951	16
		計	39	123	298	173	106	700	135	44	41	1	406	64	691	17,582	48
	その他	中央	7	11	26	33	30	100	20	5	10	1	57	11	104	1,781	3
		西部	3	9	14	19	59	101	9	6	13	0	70	2	100	1,126	4
		東部	6	4	7	14	26	51	8	2	1	0	34	7	52	1,458	5
		計	16	24	47	66	115	252	37	13	24	1	161	20	256	4,365	12
障害		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		中央	2	0	1	22	34	57	7	0	33	2	14	1	57	545	2
		西部	2	0	8	27	27	62	7	0	19	3	28	4	61	1,105	3
		東部	4	0	5	8	16	29	3	0	7	0	19	3	32	914	1
		計	8	0	14	57	77	148	17	0	59	5	61	8	150	2,564	6
育成等		中央	1	0	3	4	1	8	2	0	0	0	5	2	9	534	0
		西部	1	0	1	12	3	16	3	1	0	0	10	2	16	274	1
		東部	2	0	7	4	3	14	0	0	1	0	10	3	14	305	2
		計	4	0	11	20	7	38	5	1	1	0	25	7	39	1,113	3
人数合計		中央	25	75	163	135	105	478	99	29	65	4	238	44	479	10,209	24
		西部	18	37	128	112	128	405	68	19	48	3	238	26	402	7,787	21
		東部	24	35	79	69	72	255	27	10	12	0	177	29	255	7,628	24
		計	67	147	370	316	305	1,138	194	58	125	7	653	99	1,136	25,624	69
延べ日数合計		中央							4,260	673	320	237	3,622	1,097	10,209		
		西部							2,223	436	285	71	3,763	1,009	7,787		
		東部							1,728	725	46	0	3,916	1,213	7,628		
		計							8,211	1,834	651	308	11,301	3,319	25,624		

(2) 委託一時保護

① 委託一時保護の受付及び対応件数

（単位：人・日）

区分		管轄	前年度末継続保護	受付（年度中）					対応（年度中）								前年度末継続保護
				～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数	
養護	児童虐待	中央	18	88	58	26	41	213	77	16	25	0	49	37	204	8,738	27
		西部	15	52	43	21	13	129	34	6	4	0	49	30	123	6,303	21
		東部	4	27	17	9	9	62	17	7	4	0	20	12	60	2,317	6
		計	37	167	118	56	63	404	128	29	33	0	118	79	387	17,358	54
	その他	中央	16	68	12	7	14	101	56	13	5	0	24	10	108	4,947	9
		西部	11	57	6	5	8	76	18	11	5	0	32	10	76	3,217	11
		東部	3	28	6	2	6	42	13	0	0	0	18	11	42	1,359	3
		計	30	153	24	14	28	219	87	24	10	0	74	31	226	9,523	23
障害		中央	1	6	7	6	3	22	2	1	0	0	17	2	22	545	1
		西部	4	3	8	1	4	16	6	0	1	0	9	1	17	672	3
		東部	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	2	0	2	106	1
		計	5	9	17	7	8	41	8	1	1	0	28	3	41	1,323	5
非行		中央	2	0	0	2	5	7	1	0	1	1	1	3	7	746	2
		西部	1	0	5	1	7	13	4	0	1	0	0	9	14	430	0
		東部	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	1	3	4	176	0
		計	3	0	5	3	16	24	5	0	2	1	2	15	25	1,352	2
育成等		中央	0	0	0	2	1	3	1	0	0	0	1	1	3	63	0
		西部	1	0	0	6	3	9	2	0	1	0	0	5	8	621	2
		東部	1	0	0	1	5	6	0	1	0	0	1	4	6	159	1
		計	2	0	0	9	9	18	3	1	1	0	2	10	17	843	3
人数合計		中央	37	162	77	43	64	346	137	30	31	1	92	53	344	15,039	39
		西部	32	112	62	34	35	243	64	17	12	0	90	55	238	11,243	37
		東部	8	55	25	12	25	117	30	8	4	0	42	30	114	4,117	11
		計	77	329	164	89	124	706	231	55	47	1	224	138	696	30,399	87

② 委託一時保護（委託先別）の対応件数

（単位：人・日）

区分		管轄	委託解除（年度中）										
			児童福祉施設							里親	その他	計	延べ日数
			警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設				
養護	児童虐待	中央	0	34	37	0	3	11	3	53	63	204	8,738
		西部	1	31	22	0	0	3	1	37	28	123	6,303
		東部	0	22	11	0	0	1	0	15	11	60	2,317
		計	1	87	70	0	3	15	4	105	102	387	17,358
	その他	中央	0	9	28	0	0	1	1	50	19	108	4,947
		西部	1	8	21	0	0	1	1	29	15	76	3,217
		東部	1	7	18	0	0	2	2	2	10	42	1,359
		計	2	24	67	0	0	4	4	81	44	226	9,523
障害		中央	0	0	3	0	0	7	0	2	10	22	545
		西部	0	0	0	0	0	7	0	0	10	17	672
		東部	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	106
		計	0	0	3	0	0	16	0	2	20	41	1,323
非行		中央	0	0	0	0	0	0	1	0	6	7	746
		西部	0	3	0	0	0	3	0	2	6	14	430
		東部	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	176
		計	0	3	0	0	0	3	2	2	15	25	1,352
育成等		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	63
		西部	0	1	0	0	0	0	0	3	4	8	621
		東部	0	0	0	0	0	0	4	0	2	6	159
		計	0	1	0	0	0	0	4	3	9	17	843
人数合計		中央	0	43	68	0	3	19	5	105	101	344	15,039
		西部	2	43	43	0	0	14	2	71	63	238	11,243
		東部	1	29	29	0	0	5	7	17	26	114	4,117
		計	3	115	140	0	3	38	14	193	190	696	30,399
延べ日数合計		中央	0	3,527	3,968	0	209	410	624	1,397	4,904	15,039	
		西部	2	1,488	2,607	0	0	957	190	1,838	4,161	11,243	
		東部	2	612	1,453	0	0	140	189	428	1,293	4,117	
		計	4	5,627	8,028	0	209	1,507	1,003	3,663	10,358	30,399	

(3) 1 人あたりの平均日数及び 1 日あたりの平均人数

（単位：人・日）

区分			一時保護所				委託一時保護				合計			
			中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計
養護	児童虐待	人数	313	226	161	700	213	129	62	404	526	355	223	1,104
		日数	7,349	5,282	4,951	17,582	8,738	6,303	2,317	17,358	16,087	11,585	7,268	34,940
		平均日数	23.5	23.4	30.8	25.1	41.0	48.9	37.4	43.0	30.6	32.6	32.6	31.6
		1日人数	20.1	14.5	13.6	48.2	23.9	17.3	6.3	47.6	44.1	31.7	19.9	95.7
	その他	人数	100	101	51	252	101	76	42	219	201	177	93	471
		日数	1,781	1,126	1,458	4,365	4,947	3,217	1,359	9,523	6,728	4,343	2,817	13,888
		平均日数	17.8	11.1	28.6	17.3	49.0	42.3	32.4	43.5	33.5	24.5	30.3	29.5
		1日人数	4.9	3.1	4.0	12.0	13.6	8.8	3.7	26.1	18.4	11.9	7.7	38.0
障害		人数	0	0	0	0	22	16	3	41	22	16	3	41
		日数	0	0	0	0	545	672	106	1,323	545	672	106	1,323
		平均日数	0.0	0.0	0	0.0	24.8	42.0	35.3	32.3	24.8	42.0	35.3	32.3
		1日人数	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.8	0.3	3.6	1.5	1.8	0.3	3.6
非行		人数	57	62	29	148	7	13	4	24	64	75	33	172
		日数	545	1,105	914	2,564	746	430	176	1,352	1,291	1,535	1,090	3,916
		平均日数	9.6	17.8	31.5	17.3	106.6	33.1	44.0	56.3	20.2	20.5	33.0	22.8
		1日人数	1.5	3.0	2.5	7.0	2.0	1.2	0.5	3.7	3.5	4.2	3.0	10.7
育成等		人数	8	16	14	38	3	9	6	18	11	25	20	56
		日数	534	274	305	1,113	63	621	159	843	597	895	464	1,956
		平均日数	66.8	17.1	21.8	29.3	21.0	69.0	26.5	46.8	54.3	35.8	23.2	34.9
		1日人数	1.5	0.8	0.8	3.0	0.2	1.7	0.4	2.3	1.6	2.5	1.3	5.4
合計		人数	478	405	255	1,138	346	243	117	706	824	648	372	1,844
		日数	10,209	7,787	7,628	25,624	15,039	11,243	4,117	30,399	25,248	19,030	11,745	56,023
		平均日数	21.4	19.2	29.9	22.5	43.5	46.3	35.2	43.1	30.6	29.4	31.6	30.4
		1日人数	28.0	21.3	20.9	70.2	41.2	30.8	11.3	83.3	69.2	52.1	32.2	153.5

(4) 1 人あたりの平均日数及び 1 日あたりの平均人数の推移

（単位：人・日）

区分		一時保護所				委託一時保護				合計			
		中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計
30年度	人数	548	351	179	1,078	320	142	80	542	868	493	259	1,620
	日数	13,365	7,848	4,255	25,468	19,285	5,516	2,391	27,192	32,650	13,364	6,646	52,660
	平均日数	24.4	22.4	23.8	23.6	60.3	38.8	29.9	50.2	37.6	27.1	25.7	32.5
	1日人数	36.6	21.5	12.9	72.1	52.8	15.1	7.3	77.0	89.5	36.6	20.2	149.2
令和元年度	人数	521	328	211	1,060	333	191	83	607	854	519	294	1,667
	日数	11,489	8,428	6,828	26,745	21,289	8,613	2,841	32,743	32,778	17,041	9,669	59,488
	平均日数	22.1	25.7	32.4	25.2	63.9	45.1	34.2	53.9	38.4	32.8	32.9	35.7
	1日人数	31.4	23.0	18.7	73.1	58.2	23.5	7.8	89.5	89.6	46.6	26.4	162.5
2年度	人数	422	394	230	1,046	191	132	97	420	613	526	327	1,466
	日数	10,637	6,998	6,051	23,686	16,526	4,652	3,527	24,705	27,163	11,650	9,578	48,391
	平均日数	25.2	17.8	26.3	22.6	86.5	35.2	36.4	58.8	44.3	22.1	29.3	33.0
	1日人数	29.1	19.2	16.6	64.9	45.3	12.7	9.7	67.7	74.4	31.9	26.2	132.6
3年度	人数	493	379	263	1,135	311	269	113	693	804	648	376	1,828
	日数	9,239	8,080	7,027	24,346	15,116	9,528	3,400	28,044	24,355	17,608	10,427	52,390
	平均日数	18.7	21.3	26.7	21.5	48.6	35.4	30.1	40.5	30.3	27.2	27.7	28.7
	1日人数	25.3	22.1	19.3	66.7	41.4	26.1	9.3	76.8	66.7	48.2	28.6	143.5
4年度	人数	478	405	255	1,138	346	243	117	706	824	648	372	1,844
	日数	10,209	7,787	7,628	25,624	15,039	11,243	4,117	30,399	25,248	19,030	11,745	56,023
	平均日数	21.4	19.2	29.9	22.5	43.5	46.3	35.2	43.1	30.6	29.4	31.6	30.4
	1日人数	28.0	21.3	20.9	70.2	41.2	30.8	11.3	83.3	69.2	52.1	32.2	153.5

9 児童虐待に対する司法的対応

1 児童虐待に対する司法的対応等の推移

(1) 施設入所承認請求

保護者が子どもを虐待するなどにより、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を侵害するため、施設入所措置が必要と判断される場合において、親権者が施設入所措置を拒否する意思表示をしている場合であっても、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができる。

（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中　央	10 (0)	7 (0)	10 (7)	13 (3)	8 (4)
西　部	5 (0)	1 (0)	10 (3)	0 (0)	10 (3)
東　部	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
計	18 (0)	10 (0)	20 (10)	13 (3)	20 (7)

注1： 28年度までは新規の件数のみ計上していたが、 29年度からは新規に加え更新を含めた件数を計上している。
注2：( )内は、更新件数の再掲

(2) 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあり、児童相談所や関係機関の家庭訪問に応じない等、長期間子どもの安全を目視、現認できない事例について、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等に出頭することを文書で求めるもの。

（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中　央	6 (0)	19 (0)	12 (2)	4 (0)	6 (0)
西　部	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)
東　部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	6 (0)	22 (0)	12 (2)	7 (0)	8 (0)

注：( )内は、再出頭要求の再掲

(3) 立入調査

保護者が出頭要求に応じない場合、子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査等を行うもの。なお、身体的虐待やネグレクトケースで生命に関わる重大な事態に至ることが予見される場合には、出頭要求を経ることなく、立入調査を実施することも可能となっている。

（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中　央	1	0	0	2	2
西　部	0	0	0	0	4
東　部	0	5	0	3	0
計	1	5	0	5	6

(4) 警察への援助要請

児童虐待については、緊急の通報への対応、児童相談所への虐待通告など警察と児童相談所が連携してあたることが重要であり、以前から保護者対応、立ち入り調査などについて愛知県警察と協力しており、今後もより緊密な連携を行うもの。

（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中　央	0	4	4	0	3
西　部	4	4	5	1	0
東　部	3	2	6	4	2
計	7	10	15	5	5

10 家庭裁判所送致

1 家庭裁判所送致の推移

児童相談所は触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付すことが適当と判断した場合や、子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ないと判断した場合には、家庭裁判所への送致を行っている。また、家庭裁判所が調査、審判した結果、児童に児童福祉法上の措置が適当と認めるときは家庭裁判所から児童相談所長への送致が行われる。

(1) 家庭裁判所からの送致

（単位：件）

区　分	管轄	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
ぐ犯	中央		1		1	
	西部					
	東部					
	計		1		1	
窃盗	中央					
	西部					1
	東部					
	計					1
暴行・傷害	中央					
	西部	1	1			
	東部		1			
	計	1	2			
恐喝	中央					
	西部					
	東部					
	計					
占有離脱物横領	中央					
	西部					
	東部					
	計					
建造物侵入	中央					
	西部					
	東部					
	計					
その他	中央			1		
	西部					1
	東部			1		
	計			2		1
合計	中央		1	1	1	
	西部	1	1			2
	東部		1	1	1	
	計	1	3	2	2	2

(2) 児童相談所から家庭裁判所への送致

（単位：件）

区　分	管轄	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
児童福祉法第27条1項4号	中央	5	3	1	1	2
	西部		3	1		1
	東部			2	2	
	計	5	6	4	3	3
児童福祉法第27条の3	中央		1			1
	西部					1
	東部					1
	計		1			3

注1：児童福祉法第27条1項4号： 触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合に行う。
注2：児童福祉法第27条の3： 児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

11 措置の状況

1 措置の状況

(1) 施設措置の状況

児童福祉法第２７条第１項第３号に基づき、家庭での生活が困難と判断される子どもを児童福祉施設等に入所させ、適切な援助を行っている。

① 措置児童の入退所別人数の推移

（単位：人）

区分			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
乳児院		入所	43	46	36	32	45
		退所	40	40	48	35	41
児童養護施設		入所	118	132	94	151	113
		退所	134	119	121	134	103
児童心理治療施設		入所	15	13	19	13	14
		退所	16	11	13	17	17
児童自立支援施設		入所	15	16	14	12	9
		退所	14	14	17	12	14
里親委託	里親	入所	27	30	34	43	48
		退所	29	35	26	31	31
	ファミリーホーム	入所	5	2	6	12	16
		退所	3	1	3	4	6
自立援助ホーム		入所	18	13	9	12	11
		退所	13	12	11	9	9
計		入所	241	252	211	281	256
		退所	249	232	239	246	221

② 措置児童の年齢別人数

各施設に在籍する子どもの年齢別内訳は、次のとおりである。

（単位：人）

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
乳児院		7	22	9	2																40
児童養護施設				11	18	23	29	29	28	41	45	36	43	35	39	48	41	59	47	8	580
児童心理治療施設										1	2	5	7	3	2	8					28
児童自立支援施設													1	1	1	3	1				7
里親委託	里親	10	6	9	13	7	4	6	7	3	8	8	5	5	5	5	6	4	6	6	123
	ファミリーホーム		1	2		3	1	2	2	3	2	2	2	5	2	3	3	3	2	3	41
自立援助ホーム																		2	6	6	14
計		17	29	31	33	33	34	37	37	48	57	51	58	49	49	67	51	68	61	23	833

注:令和5年3月31日現在

(2) 児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況

令和４年度に中学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

（単位：人、%）

区分	卒業児童数	退所児童											在籍児童											進学(再掲)	
		就職		進学					公立職業訓練校	その他	計		進学							公立職業訓練校	就職のみ	無業者その他	計		
				全日制		定時制通信制		専修・各種学校					全日制		定時制通信制		通信制高校	盲・聾・養護学校	専修・各種学校						
		就職のみ	定時制へ進学	国公立	私立	国公立	私立						国公立	私立	国公立	私立								進学した児童数	進学率
児童養護施設	42			2	1			1			4		13	19				3	3				38	42	100.0%
児童自立支援施設	2			1						1	2													1	50.0%
児童心理治療施設	5			4				1			5													5	100.0%
里親	10						1				1		2	6					1				9	10	100.0%
計	59			7	1		1	2		1	12		15	25				3	4				47	58	98.3%

(3) 児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況

令和４年度に高等学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

（単位：人、%）

区分		大学	短大	専門学校	就職	職業訓練校	その他	計	進学(再掲)	
									児童数	進学率
措置継続		3		4			3	10	7	70.0%
家庭引取					1		1	2		
自立	寮	1	1		7			9	2	22.2%
	住み込み									
	アパート	5	1	7	5	1	1	20	13	65.0%
	施設利用				12		1	13		
その他		1			1		3	5	1	20.0%
計		10	2	11	26	1	9	59	23	39.0%

2 里親委託の状況

里親制度は、児童福祉法に基づいた制度で社会的養護の一環として、里親として認定された者に子どもの養育を依頼する制度であり、次の種類がある。

養育里親

様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、家庭に戻れるようになるまでの間、または、自立するか18歳（場合によっては20歳）になるまでの間、養育するもの

専門里親

虐待等により心に傷を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、障害がある子どもを専門的な知識と技能を用いて、原則２年以内の期限で養育するもの
養育里親として、3年以上の委託児童の養育経験などが必要

養子縁組里親

様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、養子縁組によって養親となることを前提に養育するもの

親族里親

両親、その他養育する者が死亡、行方不明等の状態となった子どもを、扶養義務のある親族が里親となって養育するもの

(1) 登録里親数の推移

（単位：世帯）

区　分	新　規　登　録（年度中）					登録取消（年度中）	里親登録数（年度末現在）
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計（世帯実数）		
30年度	24 (7)	3	14 (7)	1	32	16	192
令和元年度	30 (14)	5	26 (14)	1	40	18	214
2年度	14 (4)	1	16 (4)	0	26	8	232
3年度	26 (7)	3	35 (7)	1	53	12	273
4年度	36 (8)	2	26 (8)	2	61	11	323

注:（　）内は、養育里親と養子縁組希望里親を重複して登録している人数

(2) 里親委託児童数の推移

（単位：人）

区　分	新規または措置変更により委託された児童数（年度中）					解　除（年度中）	委託児童数（年度末現在）
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計		
３０年度	17		13	1	31	28	87
令和元年度	19		10	1	30	30	87
2年度	22		12	0	34	26	95
3年度	25	2	15	1	43	31	107
4年度	27	2	13	6	48	31	123

(3) 里親委託児童数の詳細

（単位：人）

区　分	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数（年度中）											年度末現在委託児童数
					解除							変更				
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	家庭引き取り	養子縁組 普通	養子縁組 特別	満年	就職	その他	計	児童福祉施設入所	他の里親に委託	その他	計	
30年度	9	16	6	31	4		9	5	3	2	23	1	3	1	5	87
令和元年度	9	19	2	30	5		11	3	1	3	23	6	1		7	87
2年度	11	11	12	34	5		10	2	4	2	23	2		1	3	95
3年度	19	16	8	43	1		13	1		3	18	5	3	5	13	107
4年度	12	31	5	48	2		11	2	1	6	22	2		7	9	123

(4) 里親等委託率の推移

（単位：人、％）

区　分	① 里親等委託児童数	ファミリーホーム（再　掲）	② 乳　児　院 入所児童数	③ 児童養護施設 入所児童数	④ 計 (① + ② + ③)	⑤ 里親等委託率 (① / ④)
30年度	106	5カ所 （　19　）	56	574	736	14.40%
令和元年度	107	5カ所 （　20　）	71	608	786	13.61%
2年度	118	6カ所 （　23　）	48	562	728	16.21%
3年度	138	8カ所 （　31　）	43	584	765	18.04%
4年度	164	10カ所 （　41　）	40	580	784	20.92%

12 各種事業及び体制強化

1 虐待に関する事業

(1) 市民啓発

区　　分	主 な 内 容
児童虐待防止推進月間（５月及び11月）	広報なごやへの掲載、オレンジリボンキャンペーン実施
各種リーフレット等の発行	一般市民向けリーフレット（改訂版）
	市内小学校1年生向けリーフレット（改訂版）
	子育て応援カード（改訂版）
	学校職員用リーフレット（改訂版）
	医療関係者用リーフレット（改訂版）
	児童委員・主任児童委員用リーフレット（改訂版）
	保育所・幼稚園職員用リーフレット（改訂版）
	医療機関用子どもの虐待防止マニュアル 『事例から学ぶ虐待防止ネットワーク』

(2) 電話相談事業（なごやっ子 SOS）

家庭等の悩み、問題等のなかで、主に子どもへの虐待に係るものに対し、電話の持つ即時性、匿名性、簡便性の機能を活用し、早期に適切な援助を行うことを目的として平成９年５月から平日昼間の電話相談事業「なごやっ子 SOS」開始し、平成１３年４月２０日から休日夜間の電話相談事業「休日・夜間子ども虐待電話相談」を開始した。平成 25 年６月１日からは、「なごやっ子 SOS」と「休日・夜間子ども虐待電話相談」を統合し、24 時間体制の電話相談窓口（電話 052-761-4152（よいこに））として開始した。

（単位：件）

区　　分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数		4,241 （ 262 ） 【 35 】	4,748 （ 194 ） 【 21 】	5,370 （ 152 ） 【 27 】	5,583 （ 90 ） 【 14 】	5,382 （ 85 ） 【 12 】
	うち平日昼間	1,057 （ 51 ） 【 22 】	1,086 （ 34 ） 【 12 】	1,115 （ 28 ） 【 19 】	1,254 （ 21 ） 【 12 】	1,354 （ 19 ） 【 6 】
	うち休日夜間 (休日夜間子ども相談)	3,184 （ 211 ） 【 13 】	3,659 （ 160 ） 【 9 】	4,255 （ 124 ） 【 8 】	4,329 （ 69 ） 【 2 】	4,028 （ 66 ） 【 6 】

注1：休日夜間虐待相談事業は平成25年5月末で事業終了
注2：下段（ ）内の数字は、主訴が虐待に関する相談、【 】内の数字は、児童相談所へ通告した件数

(3) SNS 相談事業（親子のための相談 LINE）

様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、令和５年２月から SNS を活用した相談支援を開始した。

（単位：件）

区　　分	4年度
相談件数	26 （ 11 ）

注1：実績の下段（ ）内は、主訴が虐待に関する相談
注2：令和4年度は令和5年2月～3月の件数

⑷ Ｅメールによる相談受付事業

児童相談所における児童虐待相談について、より相談しやすい体制を整えるため、従来実施している来所相談や電話相談に加えＥメールでの相談受付を実施している。

（単位：件）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
総　　数	60	82	120	88	98
虐待再掲	60	82	117	81	89

⑸ なごやこどもサポート連絡会議（市及び各区）

いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び個別ケースに関する対応策などの協議を目的として、なごやこどもサポート連絡協議会が設置されている（事務局：子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課）。

また、各区民福祉部民生子ども課が調整機関となって、なごやこどもサポート区連絡会議を設置し、①いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整、②個別ケースについての対応策及び事例研究、③その他児童問題に関することで区連絡会議が必要と認めた事項を協議している。区連絡会議は、代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議の三層で実施されている。

なごやこどもサポート連絡会議の相関図は、図-2 のとおりである。

図-2　なごやこどもサポート連絡会議（相関図）

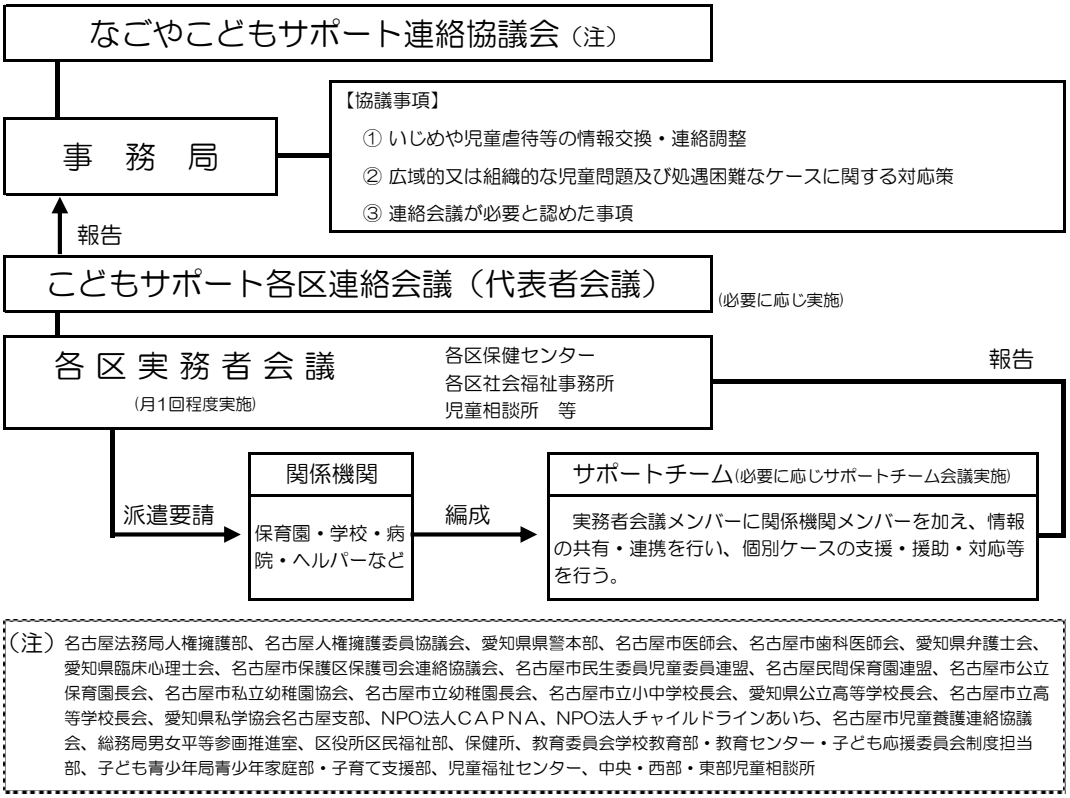

（注）名古屋法務局人権擁護部、名古屋人権擁護委員協議会、愛知県県警本部、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、愛知県弁護士会、愛知県臨床心理士会、名古屋市保護区保護司会連絡協議会、名古屋市民生委員児童委員連盟、名古屋民間保育園連盟、名古屋市公立保育園長会、名古屋市私立幼稚園協会、名古屋市立幼稚園長会、名古屋市立小中学校長会、愛知県公立高等学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部、NPO法人ＣＡＰＮＡ、NPO法人チャイルドラインあいち、名古屋市児童養護連絡協議会、総務局男女平等参画推進室、区役所区民福祉部、保健所、教育委員会学校教育部・教育センター・子ども応援委員会制度担当部、子ども青少年局青少年家庭部・子育て支援部、児童福祉センター、中央・西部・東部児童相談所

⑸ 施設内グループ指導

当所では、児童福祉施設（以下施設という）に入所している被虐待児の支援の一環として施設と連携し施設内グループワークを平成２３年度から開始した。趣旨は、被虐待児の発達援助である。施設職員との連携の強化及び児童相談所、施設職員の研修的位置づけも兼ねている。被虐待児は安定した人間関係の体験が乏しく、対人発達が遅れている。施設入所後にその発達の過程として、大人への試し行為や虐待の再現、トラウマ反応など様々な行動やトラブルを起こす可能性が高く、個々に抱えているテーマは情緒面、親子関係の構築など含め多岐にわたる。そのため、グループワークにおいて非日常の大人との関係を体験し、グループカ動の活用を通じて対人発達の援助を図るとともに、日常の施設の職員関係構築に役立てるなどその連携を図ることで有機的に子どもたちの成長のサポート機能が発揮できるようにすることを目的としている。１か月に１度程度、高校生・中学生・小学生グループ子ども５～１０人の集団を対象に実施している。また施設職員全員との振り返り（ケース協議）を年に2回実施し子どもらへの支援と職員の関りへの支援につなげている。

スタッフは児相の児童心理司、児童福祉司、施設の職員（様々な職種）で構成する。

2施設（2グループ）から始め、実績数は下記の表のとおり。内容はその都度状況に合わせて実施する。遊び・スポーツ・工作など、そのニーズに合わせていくため、性教育などの心理教育プログラムを実施する場合もある。平成29年度からはＮＰＯ法人名古屋おやこセンターの協力も得て年数回ではあるが、ダンスやマジックなどもメニューに入れている。

（単位：人）

年度	実施施設数（グループ数）	参加児童延べ人数
30年度	５（7）	658
令和元年度	７（11）	624
２年度	６（12）	730
３年度	６（12）	689
4年度	４（11）	888

２ 児童・家庭への支援

⑴ ひきこもり・不登校児童支援事業

平成３年度に国から「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル実施要綱」が示され、本市においても平成４年度から「名古屋市ひきこもり・不登校児童対策事業」を開始した。

a あそびっこ事業

㋐ あそびっこ事業

「ふれあい心の友訪問援助事業（あそびっこ事業）」は、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや、友達付き合いが苦手な子ども等に、比較的年齢の近い、大学生や若手の社会人等の有償ボランティアを派遣する制度である。また名称について発足当初は「メンタルフレンド事業」として運営してきたが、近年の受付相談ケースの推移とそれ

を反映した援助活動のニーズに応じた派遣状況から平成 19 年度より、「子どもを育てること」をより焦点化するという意図を込め「あそびっこ事業」と改称した。

㈠ 活動の目的及び内容

目的は、子どもの良き話し相手・理解者として子どもとふれあい、子どもの社会性や自主性を伸ばし、福祉の向上を図ることである。活動の内容について特に制限は無く、子どもに合わせて活動を展開することを基本としている。具体的には家庭訪問や手紙でのやりとり、外出でおしゃべりをしたり、ゲームをしたり、本を読んだり、公園で遊んだり、工作や料理等、さまざまな場面を想定している。

㈡ あそびっこの募集

年３回、研修会に合わせて「広報なごや」、「名古屋市ウェブサイト」、特定非営利法人ボラみみより情報局運営「ボラみみ」のウェブサイトに募集記事を載せている。

また、愛知県内にある大学等には募集ポスターの掲示を呼びかけている。

応募者は研修を経て、選考後 1 年間登録される。希望者は 2 年目以降も毎年 4 月に登録することとなっている。

㈢ あそびっこの研修

年３回、２日間の研修会を実施している。研修内容は、児童相談所の説明、公的ボランティアの心構え、人とふれあうこと・感じること・その心のありよう・自分を知ること等の基本的な対人援助に関すること及び派遣ボランティアの事例検討会等である。

㈣ 近年のあそびっこ派遣の状況と今後の課題

ひきこもり・不登校児童対策として始まった事業であるが、近年の受付相談件数における相談事由の割合の変化から、ひきこもり・不登校児童に限定せず、さまざまな主訴で関わる子どもに対して、育ちを支える援助活動の一環として派遣している。

ボランティア登録者数については、教育委員会に依頼した結果、平成 21 年にあそびっことして２年間派遣され活動した者に「名古屋市公立学校教員採用一次試験においての特例」が適用されたため、増加がみられた。しかし、近年は、多くの有償ボランティアがあることや令和元年からのコロナ禍により募集後の研修を中止せざるを得なくなり、応募者、登録者数ともに減少傾向につながっている。

訪問回数についても同様に、令和 2 年度から 4 年度は新型コロナウイルスの感染対策のため訪問活動を中止し、その期間が 3 から 4 か月間程度にと長期に及んだことから、減少した。訪問活動中止期間については、あそびっこから派遣児童への手紙のやり取りを勧奨した。

派遣児童数については、令和 2 年度からモデル事業として、令和 3 年度からは名古屋市家庭訪問型相談支援事業（2 団体に委託）の導入となりその活用の増加と、一方でのあそびっこの新規登録者の減少があるため、伸び悩んでいる一面もある。

登録者の多くが大学生であり、活動の頻度や時間、時期などに制限がつくことは否めない。必要時にすぐに派遣対応できない場合もある。しかし、その有効性からはあそびっこに期待される役割は大きく、児童への援助が必要なときに適宜派遣できるように登録者数の増加を図ることが必要である。研修出席率の増加を図り、あそびっこ自身の自己研磨の機会を増やすことで、人材の育成を行っている。また、啓発の面からも募集と研修は重要にとらえており、今後も新たな人材獲得・育成の手段を検討、実施していく必要があ

る。

【新規派遣先児童数の推移】　　（単位：人）

区　分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
養　護		14	15	18	12	6
障　害		0	0	0	0	0
非　行		3	2	3	2	0
育成	性格行動	1	1	2	1	1
	不登校	0	0	0	0	0
計		18	18	23	15	7

b 悠歩倶楽部

㈠ 目的

「グループ指導事業（悠歩倶楽部）」では、ひきこもりや不登校状態等になっている社会経験の少ない子どもを対象に、所内・所外または宿泊行事におけるグループワークをとおし、子どもの自己表現の力を高め、社会性・対人発達及び協調性の向上を目的として事業の運営にあたっている。

㈡ 活動内容

それぞれの子どもの特色に合わせて、月１～2 回程度内容を工夫し実施している。
令和 4 年度の活動内容は以下の通りである。
所内行事：企画話し合い・レクリエーション・室内ゲーム大会・クリスマス会運営など
所外行事：遠足、所外でのスポーツなど
合宿行事：新型コロナウイルスの影響で実施せず

㈢ 現状と課題

ひきこもりや不登校状態になっている子どもを対象に始まった本事業であるが、近年は性格行動や養護問題を抱えた家庭への支援となっている。主訴に関わらず、対人面や情緒面において課題を抱える様々な子どもに対して育ちを支える援助活動の一環となっている。十分に養育が受けられず不登校状態になっている子どもに対して、直接働きかけ、子どもにとっての『心の居場所』になることを意識して指導している。

また登校ができているものの対人トラブルを起こしてまったり、対人面で上手くいかないと悩んでいる子どももいる。そういった子どもに対して、悠歩倶楽部内では、職員が児童の間に入ってコミュニケーションの手助けを行っている。積極的に参加できない子どもには、一緒の空間にいることを目標に活動をしている。子どもそれぞれがもつ特性に応じて、活動内容を考えている。

そうした中で認められる体験や安心した関係の中で自分自身を表現することができるようになり、対人関係が発達する。それが次のステップにつながることになっていく。

令和 4 年度は 3 年度と同様、新型コロナウイルスの影響により、合宿行事を中止したが、調理実習や所外行事などについては、活動時間を短縮したり、感染対策を徹底した上で活動を実施した。

【主訴・学齢別参加児童数】　（単位：人）

区　分		小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	中卒	計
養護	児童虐待			1		3	4	1		9
	その他				2	3	2	1		8
障　害										0
非　行										0
育成	性格行動			1	3			2		6
	不登校									0
計		0	0	2	5	6	6	4	0	23

c 児童相談機関連絡会議

名古屋市ひきこもり・不登校対策事業実施要項に基づく「ひきこもり・不登校児童福祉公的機関として平成 4 年から 2 回開催している。参加機関は教育委員会の公的機関をはじめ、大学病院・民間病院及び相談機関など日頃から児童相談所が連携している機関であり、各機関の機能をお互いが知り、有効に連携した相談援助活動ができることを目的としている。平成２５年度からは、参加機関のニーズにより事例研究をもとに意見交換を実施し、より具体的な連携を高めることができるようにしている。昨今の状況から事例は児童相談所に係属する虐待を含む様々な主訴をテーマにしている。平成２８年度から子ども応援委員会に、平成３０年度からは障害者機関相談支援センターに参加を呼びかけ、子どもの支援を考えるよい機会になるように努めている。

新型コロナウイルスの影響により令和2、3年度は1回のみで人数制限をしての開催としたため参加機関と参加人数が減少している。

（単位：人）

年度	参加機関数	参加人数
30年度	47	114
令和元年度	52	137
2年度	43	64
3年度	30	36
4年度	74	80

⑵ 家庭訪問支援事業

家庭訪問支援事業は、「名古屋市家庭訪問支援事業」として平成１４年度から実施しており、軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に対して、子ども家庭支援員が訪問し、適切な相談・助言等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットワークの推進を図ることを目的としている。

⑶ 愛知ＢＢＳ会

愛知ＢＢＳ会は、昭和２２年に名古屋兄姉会として発足し、その後、愛知少年補導兄姉会を経て、現在の愛知ＢＢＳ会と改称した。会の活動目的は、子どもの良き理解者・話し相手となり、子どもを健全に育成することである。日本福祉大学及び同朋大学のボランティアサークルの学生会員により、活動が推進されていたが、令和 4 年度にボランティアサークルが解散した。

令和 3 年度までは、以下のとおり活動を行っていた。

児童相談所は、児童福祉司による継続的な指導児童のうち愛知ＢＢＳ会によるレクリエーション等を通しての友達活動が、子どもの健全な成長に効果的であると期待される場合に、会に児童指導の協力を依頼している。

児童福祉司は、指導協力依頼にあたり会員に指導助言を行い、緊密な連携を図っている。愛知 BBS 会の友達活動の内容は、家庭訪問・電話・手紙等によるカウンセリング的な働きかけ、サマースクール（キャンプ）等のグループワークを実施し、子どもの自主性や社会性を伸ばすことにも努めている。

友達活動の状況は、毎月、愛知 BBS 会から子どもごとに報告され、児童福祉司の指導の貴重な資料となっている。

なお、会員の研修及び会と児童相談所との連携強化のために、ケース研究会及び研究大会の開催により見識を広めることにも努めている。

【愛知BBS会員数の推移】　（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
日本福祉大学	27	30	26	17	0
同朋大学	0	0	0	0	0
計	27	30	26	17	0

【会員の指導児童数の推移】　（単位：人）

区　分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
養護	8	6	6	0	0
非行	1	1	2	0	0
性格行動	0	1	1	0	0
計	9	9	9	0	0

⑷ 家庭復帰支援事業

虐待を受けた子ども等で、親子の分離が行われ児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者及び子どもへの支援を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進する。

平成 25 年度から中央児童相談所で行った家庭復帰支援モデル事業を踏まえ、平成 27 年度から、中央児童相談所及び西部児童相談所に専任の主査及び家庭復帰支援員を配置し本格実施した。

① 家庭復帰支援の流れ

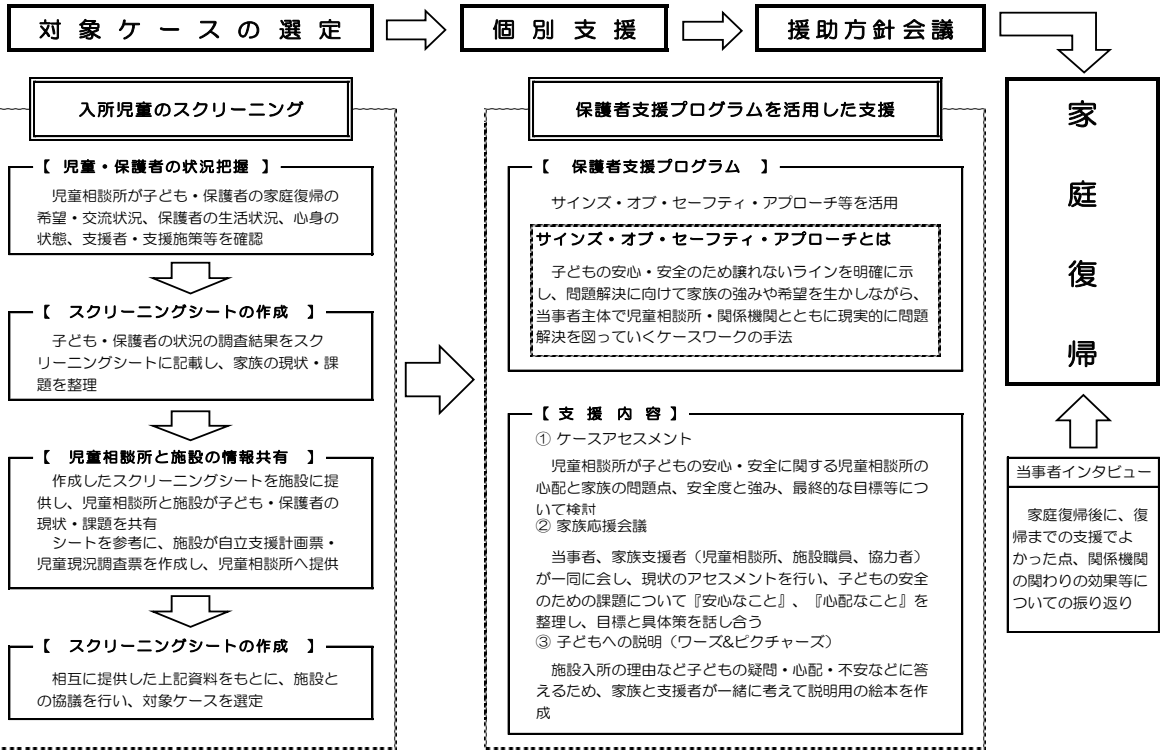

② 家庭復帰支援事業の実績

a 対応別件数

（単位：件）

区　分	家庭復帰	親子関係改善	変化なし	スクリーニングの結果、対象とせず	計
30年度	52	25	6	28	111
令和元年度	29	37	1	42	102
2年度	49	17	11	25	79
3年度	32	15	11	21	79
4年度	25	32	16	13	86

b 主訴別件数

（単位：件）

区　分	虐　待			養　護	その他	計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待			
30年度	25	30	8	42	6	111
令和元年度	24	42	4	36	3	109
2年度	28	33	12	27	2	102
3年度	14	6	32	23	4	79
4年度	10	33	11	29	3	86

⑸ 児童虐待再発防止のための保護者支援事業

児童虐待により、児童相談所が在宅で継続的に指導を行っている家庭について暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法などを、保護者が習得できるように支援し、児童虐待の再発防止を図る事業。平成 27 年度からのモデル実施を踏まえ、平成 29 年度から本格実施している。

① 事業の概要

児童相談所が継続的に指導する在宅案件に関わる家族等の中で、特に再発防止の支援が必要で、かつ、本事業による援助に同意する保護者に対し、保護者支援プログラムに精通した講師（トレーナー）が、個別指導（ロールプレイング）を全８回程度行う。

② 事業実績

（単位：件）

区分		令和元年度				2年度				3年度				４年度			
			中央	西部	東部		中央	西部	東部		中央	西部	東部		中央	西部	東部
実施件数		69	54	8	7	37	26	4	7	51	38	4	9	38	22	6	10
	新規	52	42	4	6	20	13	3	4	42	31	3	8	20	14	4	2
	継続	17	12	4	1	17	13	1	3	9	7	1	1	18	8	2	8
実施結果	完了	44	35	6	3	22	14	2	6	22	21	1	0	23	14	3	6
	途中終了	8	6	1	1	6	5	1	0	11	9	1	1	12	6	2	4
	翌年度継続	17	13	1	3	9	7	1	1	18	8	2	8	3	2	1	0

3 児童相談所における体制強化

⑴ 児童の安全確保を最優先とした体制強化

児童虐待問題が深刻化し、中には子どもの生命、身体に重大な危害が加えられる事例も増加しており、平成 24 年度から児童の安全確保を最優先して一時保護などの介入的援助を行う緊急介入班を設置した。主幹、主査、児童福祉司、嘱託職員と平成 23 年度から配置の派遣警察官で構成され、平成 27 年度からは配置された弁護士も主幹として対応を行った。「緊急介入班」設置後７年が経過し、児童相談所全体として児童の安全確保を最優先する意識・仕組みが定着し、また、緊急介入のノウハウやスキルの共有化がされた効果がみられたことから、平成３０年度に児童相談所における総合力・機動力向上のため、緊急介入班を再編し「緊急介入・初期対応班」として各児童相談所各相談援助係に体制強化を行っている。

⑵ 警察との連携

平成２３年度から中央、西部児童相談所に愛知県警察から現職警察官が派遣され、児童相談所業務の中で警察との連絡調整、対応困難な事例における協力など、多くの連携を行っている。令和元年度からは、各児童相談所に警察 OB を１名ずつ配置し、さらに中央児童相談所には現職警察官を１名配置する体制となっている。

⑶ 弁護士の配置

平成 27 年度から中央児童相談所の緊急介入班の主幹に弁護士を配置し、平成 28 年度には西部児童相談所に配置した。また、平成 30 年度には新たに開設した東部児童相談所に弁護士配置を行っている。虐待ケースの一時保護同行、児童福祉法 28 条に基づく施設入所に関する家庭裁判所への承認申立て、児童福祉法第 33 条に基づく一時保護の延長申し立てや児童相談所が行う行政処分に対する不服申立てへの弁明書作成などの法的処理、行政に対し拒否的な保護者等の困難ケースの対応等を行っている。

⑷ 児童福祉専門員

児童虐待への対応では、客観的な医学的所見に基づく虐待の程度の把握が必要であり、日常的な業務の中で助言・指導を必要とする場合が多いため、平成 13 年度から、法医学を専門とする医師、令和 5 年度からは小児科、脳神経外科を専門とする医師を児童福祉専門員として配置している。

⑸ 児童虐待対応員の配置

児童虐待ケースに関する相談、家庭訪問への同行、施設及び里親との連絡調整等、諸般の補助的業務を行う嘱託職員を平成 12 年度から配置しており、令和 4 年度は、中央児童相談所に 9 名、西部児童相談所に 6 名、東部児童相談所に 5 名の計 20 名を配置している。